

第五十一回

參議院農林水產委員會會議錄第十六号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午前十時三十一分開會

出席者は左のとおり

卷三

山崎  
齊君

- 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
- 農業信用基金協会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(山崎育児) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明、補足説明、提出資料の説明を聴取することにいたしました。坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 畜産物の価格安定等に

このような牛肉の需給の逼迫と価格の高騰は、国民の食生活に重要な影響を与えているところであります。が、国民所得の向上、食生活の高度化に伴い、今後とも、食肉の需要は、全体として増加の基調をたどることは確実であり、この中において、牛肉自体もわが国民の嗜好に適した食品として強い潜在需要を有することは見のがし得ないところであります。

以上のような事情を考慮いたしますと、国際市場の動向に即応した牛肉輸入の計画的実施をはかるとともに、牛肉輸入の増加が国内生産の維持拡大に悪影響を及ぼさないよう、国内需給の動向に十分配慮しつつ、輸入牛肉の国内放出を行なうことが必要となつてまいりますが、この一連の業務を畜産振興事業団に行なわせることが適当であると考え、ここに畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

このため政府におきましては生産流通全般にわたる肉用牛対策を積極的に推進してまることとし、昭和四十一年度におきましては、肉用牛繁殖育成センターの設置、肉用繁殖雌牛導入に対する助成等につきまして、別途所要の予算を計上しております。

しかしながら、事の性質上これらの対策によつて即効を期待することは困難がありますので、当面は、増大する需要をまかなうためには、輸入の増加に待たざるを得ないものと考えられるのであります。

以上のような事態に対処して牛肉の需給の安定をはかるためには、肉用牛資源の維持増大と肉用牛飼養経営の改善を通じて、国内供給力の增强をはかることを基本とすべきことは言うまでもないのであります。このことは、同時に、農山村における農業の振興にも寄与するゆえんでもあります。

また、牛肉の需給は、国際的にも逼迫基調で推移するものとみなされますので、恒久的に牛肉の供給源を容易に海外に求めることには問題があり、諸外国の例から見ても、可能な限り、国内自給の確保をはかることが必要であると考えられるのであります。

上ります

その第一に、音楽振興事業団に転入した日の買入れ及び売り渡しの業務を行なわせることであります。

さきに申し上げましたとおり、牛肉の国際市場の動向にかんがみ、牛肉輸入の計画的実施をはかるとともに、牛肉輸入の増大が国内生産の維持拡大を阻害しないよう、国内需給の動向に即して、

輸入牛肉の適時適量の国内放出を行ない、牛肉の需給調整をはかる必要があるので、畜産振興事業團に輸入牛肉の買い入れ及び完り渡しの業務を行なわせることとするものであります。

第二は、畜産振興事業團の輸入牛肉の買い入れ及び売り渡しの業務にかかる財務及び会計に関する規定の整備であります。

畜産振興事業団は、輸入牛肉の販い入れ及び売り渡しの業務に関する經理につきましては、特別の勘定を設けて他の業務に関する經理と区分して行なわなければならぬものとし、あわせて、この特別の勘定において利益金を生じた場合には、その一部を肉用牛の生産の合理化のための事業その他畜産の振興に資するための事業に対する助成に要する経費の財源に充てるものとしております。

第三に、以上の措置に関連して必要な諸規定の整備を行なうことになります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主たる内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し

農業近代化資金は、昭和三十六年に制定された

る長期低利の施設資金として融資されてきておりましたが、現在、その融資残高はおよそ千五百億円にのぼり、農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化の推進に寄与してきたところであります。また、農業近代化資金制度は、農業協同組合系統金融機関の資金の農業部門への活用という側面においても、系統金融機関特に農業協同組合段階における長期貸し付け金の比重を高める等相当の貢献をしてきたところであります。

この制度につきましては、制度創設以来、逐年、融資ワクの拡大及び制度内容の改善をはかり、農業者等の資金需要にこたえてきたところであります。が、今回、最近における農業者等の資金需要の動向に即応して、その資本装備の高度化と経営の近代化を一そろ推進し、あわせて最近の組合系統金融の情勢のもとにおいて系統金融機関の資金の一そろの活用に資するため、資金種類の範囲の拡大、償還期限及び据え置き期間の延長、農林中央金庫の貸し付けに対する政府の直接利子補給の道を開く等の諸措置を講ずることとしたのであります。

次に主要な改正点については御説明いたしました。改正の第一点は、資金種類の範囲の拡大であります。すなわち、畜産經營農家及び果樹等栽培農家の經營の安定的発展をはかるため、今回新たに、農業者等の資金需要に即して、果樹その他永年性植物及び乳牛その他の家畜の育成に必要な資金であつて政令で定めるものを農業近代化資金に加えることとしたしております。

改正の第二点は、償還期限及び据え置き期間の延長であります。現在、償還期限については十五年、据え置き期間については三年の範囲内においてそれぞれ政令で定めるとされているところであります。が、今回、これらの現行規定を改め、償還期限については二十年、据え置き期間については七年の範囲内でそれぞれ政令で定めるものとすることいたしております。

改正の第三点は、農林中央金庫の貸し付けにつ

いて政府が直接利子補給を行なう制度の新設であります。これにより、政府は、農林中央金庫がその所屬団体等に対し、農業近代化資金を貸し付けるときは、当該貸し付けにつき利子補給金を支給する旨の契約を農林中央金庫と結ぶことができるということいたしております。

改正の第四点は、貸し付けの相手方の範囲の拡大であります。すなわち、農業近代化資金の貸し付けの相手方として、新たに、一定の要件を備えている団体で法人格を有しないものを加えることになります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業信用基金協会は、農業近代化資金制度の一環として、昭和三十六年に制定された農業信用基金協会法に基づき、農業近代化資金を借り入れる農業者等の債務につき保証を行なうことの目的として各都道府県に設立されたものであります。

政府は、この制度の創設以来、都道府県が行なう同基金協会に対する出資に対し補助を行なうことにより、同基金協会の助成につとめてきたところでありまして、現在、同基金協会の保有する債務保証のための基金は、およそ九十五億円、保証残高はおよそ八百億円にのぼっており、同制度は農業近代化資金の融資の円滑化に相当の役割りを果たしてきたところであります。

しかしながら、最近の農業金融におきましては、農業者等に対する資金供給の円滑化をはかるという観点から、債務保証等による信用補完制度の果たすべき役割りはますます大きくなつてきております。最近における農業者等の資金需要は、年々長期かつ大口化しつつありますが、農業近代化資金の主たる融資機関である農業協同組合は、その規模が零細なもののが少なくない等の事情に制约されて、このような資金需要を円滑に充足しが

たい面があるとともに、農業者の受信力の面についてもその担保力には限界があります。したがいまして、農業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を一そう推進するためには、農業者等の受信力の補完と融資機関の貸し出しに伴うリスクの軽減をはかり、農業近代化資金がこれが必要とする農業者等に円滑に供給されるよう措置する必要があるのであります。

このような観点から、今回新たに農業信用基金協会が行なう債務の保証につき保険を行なう制度を設ける等の措置を講じまして、現行債務保証制度の一そうの整備強化をはかることとしたのであります。

次に、主要な改正点について御説明いたします。

改正の第一点は、都道府県の農業信用基金協会及び農林中央金庫による自主的な機関として、これららの者の発意により設立される農業信用保険協会に関する規定を設けることになります。

農業信用基金協会は、全国を区域とする法人とし、その会員たる資格を有する者は、農業信用基金協会及び農林中央金庫としております。

同保険協会の業務は、第一に、農業信用基金協会が行なう農業近代化資金にかかる債務の保証及び農林中央金庫が行なう同資金の貸し付けにつき保険を行なうこと並びに第二、農業信用基金協会に対し、その農業近代化資金にかかる保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸しだけを行なうことがあります。

また、その他同保険協会の業務に関する行政庁の監督等所要の規定を設けることとしておりま

○委員長(山崎齊君) 速記をとめて。

○委員長(山崎齊君) 「速記中止」

○政府委員(檜垣太郎君) 檜垣畜産局長。速記を起こして。

○政府委員(檜垣太郎君) 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げたいと存じます。

畜産物の価格安定等に関する法律案につきましての提案理由につきましては、すでに大臣から説明を申し述べましたので、ここでは省略することといたしまして、以下、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、畜産振興事業団に輸入牛肉の買い入れ、売り渡しの業務を行なわせることとしたしたことであります。

現行の畜産物の価格安定等に関する法律におきましては、指定食肉について、安定価格を定め、価格がこの安定価格帯の中で安定するよう、畜産振興事業団が指定食肉の買い入れ、売り渡しを行なう価格安定制度を設けており、従来豚肉を指定食肉としてこの制度を運用してきたのであります。が、牛肉につきましては、従来はその価格が漸騰傾向にありながらも、比較的安定的に推移してきており、豚肉のように周期的な価格変動を示す事態がなかつたこと、また、流通機構が未整備なため、価格形成が必ずしも需給の実勢によつて的確に誘導される実態なく、しかも整形方法の不統一、品質のばらつき等から規格ごとに具体的な價格を定めることができないことが不可能であったこと等により、指定食肉として指定していないのであります。この事情は今日といえども変わっておらないので、

あります。

しかしながら、さきに申し上げましたような事情から、牛肉輸入を増加せざるを得ないこととなりまして、輸入牛肉の買い入れ、売り渡しを彈力的機動的に行なう必要を生じましたため、牛肉に付すなわち、畜産振興事業団は、牛肉輸入の計画的実施のため、農林大臣の承認を受けて、輸入にかかる牛肉を買入れることができるものとする

一方、その保管する輸入にかかる牛肉を、原則として中央卸売り市場において売り渡すものとしております。

この売り渡しにつきましては、国内生産の維持拡大に悪影響を及ぼすことを防止する観点から、肉用牛及び牛肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産と牛肉の消費の安定をはかることを旨として農林大臣が方針を指示することといたし、同事業団は、この方針に従いましてその保管する輸入牛肉の売り渡しを行なわなければならぬものといたしております。

第二に、畜産振興事業団に輸入にかかる牛肉の買入れ、売り渡しの業務を行なわせることに伴い、同事業団の財務及び会計に関する規定を整備することといたしたこととあります。

まず、畜産振興事業団の行なう輸入牛肉の買入れ、売り渡しの業務にかかる経理については、新たに特別の勘定を設け、現行の業務についての経理と区分して整理することといたしております。

次に、この特別の勘定において利益を生じました場合におきましては、その利益のうち一部を積み立て金として一定額まで積み立てることとし、

しかしながら、さきに申し上げましたような事

情から、牛肉輸入を増加せざるを得ないこととな

りまして、輸入牛肉の買い入れ、売り渡しを行な

こととするものであります。

畜産振興事業団は、牛肉輸入の計画

的実施のため、農林大臣の承認を受けて、輸入にかかる牛肉を買入れることがあるものとする

一方、その保管する輸入にかかる牛肉を、原則と

して中央卸売り市場において売り渡すものとして

おります。

この売り渡しにつきましては、国内生産の維持

拡大に悪影響を及ぼすことを防止する観点から、

肉用牛及び牛肉の生産条件及び需給事情その他の

経済事情を考慮し、肉用牛の生産と牛肉の消費の

安定をはかることを旨として農林大臣が方針を指

示することといたし、同事業団は、この方針に従

いましてその保管する輸入牛肉の売り渡しを行な

わなければならぬものといたしております。

第三に、畜産振興事業団の監事の権限を強化し、役員の欠格条項を手直しする等所要の規定の整備をす

ることといたしておきますほか、附則におきまし

て、この法律案の施行期日を公布の日といたして

おりますとともに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法における畜産物の価格安定等に関する法

律の適用についての特例に関する規定につきまし

て、所要の整理をいたしております。

以上をもしまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明といたします。

引き続きまして、お配りをいたしております参考資料について簡単に御説明をいたしたいと存じます。

資料の第一ページは、農業の総算出額を耕種、

養蚕、畜産の別に分かちまして、昭和三十年以降三

十九年の概算に至ります算出額を掲げたものでござります。畜産が上段の右半分のところに畜産計

とありますように、三十年六百七十億円から三十

九年には四千九十五億、約五十億円に増大

をしておるということを示しておるのでございま

す。一ページの下段のワク内は、それぞれ当該年

度における算出額を前年度と対比してその増減を

指數をもつてあらわしたものでございます。

次に、二ページでございますが、二ページは、

ただいま申し上げました一ページの農業総算出額

残余を助成の業務にかかる特別の勘定に繰り入れ、肉用牛生産振興等の事業に対する助成の業務に要する経費として使用されることといたしております。

また、畜産振興事業団の輸入牛肉の買い入れ、

売り渡しの業務にかかる特別の勘定において、一万

一損失が累積するような事態が生ずる場合に備え

て、この繰り越し欠損金を補てんするため、政

府は、現行の助成の業務に必要な経費の財源に充

というものが、耕種その他が種目別にどういう比率を占めておるかとということを示すものでございまして、三十年には米が五三%、畜産を引き出して申せば、畜産が一〇・五%というウエートでございましたものが三十九年には米が四五・六%、畜

産が一八・六%という、数字構成が変わつてきて

おりうることを示すものであります。なお、過

去の中でもっと最もウエートの多かったものは、

三十八年の一九・五%でございますが、三十九年のウエートの畜産についての下がりは、卵価の低落が響いたものと推測をされます。

それから三ページは、牛の飼養頭数でございまして、肉用牛と乳用牛の別に書かれてあります。この表でもごらんのように、肉用牛につきましては、昭和三十一年が戦後最高の飼養頭数でございまして、二百七十二万頭ということでございますが、四十年にはだんだん飼養頭数が減少いたしまして、百八十八万頭というふうに減ってきて、百八十八万頭といふように減つておる。一方、乳用牛については、三十年四十二万頭、四十一年百二十八万八千頭によえておるということを示しておるのであります。

右のワクは、牛の飼養農家戸数及び一戸当たりの平均飼養頭数を示しておるのでございまして、肉用牛につきましては、三十一年の二百三十二万戸というものが最高のピークでございまして、徐に戸数も減少いたしまして、四十年は百四十三万四千戸。一方、乳用牛のはうは、三十年の二十万三千戸から三十八年四十一万七千戸にピークに達しまして、その後微減をいたしまして、徐に戸数も減少いたしまして、四十年は百四十三万四千戸。一方、乳用牛のはうは、三十年の二十万三千戸から三十八年四十一万七千戸にピークに達しまして、その後微減をいたしまして、徐に戸数も減少いたしまして、四十年は百四十三万四千戸にござります。一戸当たり飼養頭数では肉用牛につきましては、ごらんのとおり、はとんど増減がないのでございますが、乳用牛については、三十年当年の一七頭から四十年の三・四頭といふように、ちょうど倍にふえているということを示しております。

次に、四ページは、これは肉用牛の地域別の飼養状況を示しておるのでございまして、農家戸数並びに農家飼養頭数で示したものでございます。

ここに注目をすべきといいますか、一つの傾向を示しておりますのは、東北、九州が飼養農家数においてもウエートが高まってまいりまして、最も和牛の中心的生産、育成の地帯とされております。

次に、五ページでございます。これはただいま

中国が漸次そのウエートを下げつあるといふ

ことを示しておりますのでございます。

それから次に、肉用牛の飼養の地域別の普及

率、平均飼養戸数、飼養農家の指数、そういうも

のを示しておるのであります。これもただいま

申し上げましたような事情を、いま申した面から

分析をしてみたものでございまして、示します指標は同様の意味を持っております。

それから七ページは、経済地帯別に肉用牛の飼

養状況を示しておるのでございまして、まず、左

の欄は飼養農家の構成でございますが、ごらんのとおり、農山村、山村が飼養農家戸数の給農家戸数に対する割合も非常に高い、また、飼養戸数の分析をしてみたものでございまして、示します指標は同様の意味を持つております。

それから七ページは、経済地帯別に肉用牛の飼

養状況を示しておるのでございまして、まず、左

の欄は飼養農家の構成でございますが、ごらんの

とおり、農山村、山村が飼養農家戸数の給農家戸

数に対する割合も非常に高い、また、飼養戸数の

比率も高い、飼養戸数全体の構成比も高いとい

うことを示しておりますが、平地農村がなお相当の

ウエートを持つておりますことは、これは肥育地

帶としての意味を持つていて、どうふうに理解さ

れるわけでございます。

それから、右の欄は肉用牛の地域別の飼養主目

的別飼養農家割合でございますが、ここでは過去

の数に比べますと、肉用の飼養主目的が漸次ふえ

てきておる。ただ、あとでも出ておりますけれども、耕う

ん機の普及等から考えますと、一部使役及び肉目

的という性格のものがやはりこの使役の中にあ

がつておるのではないかと思われるのをございま

す。八ページは、ただいまの表を経済地帯別、それ

から飼養王目的別戸数割合で示したものでございまして、肉用牛と役用牛、子取り用というふうに分けておりますが、肉用は、ごらんのよう、都市近郊なり、平地域において相当ウェートを持つておられます。農山村、山村には役用がなお残つてゐる色彩が高い。子取り用は農山村、山村においてほとんど七四%という大きなウェートを持つてゐるということを示してゐるわけでございます。

九ページは、今日まで日本の肉牛の飼養というものが非常な変革を來たしてきた原因と思われます農業用トラクター、動力耕うん機の使用台数を年次別に掲げておられるのでございまして、農業用トラクター、動力耕うん機を含めまして、昭和三十五年から急速に台数がふえ、三十七年以降の伸びが顯著であるということでございまして、この時期に漸次役用の和牛の飼育が衰退に入つたといふらはらの数字を示しておるものと思います。右の欄は農業用トラクター、動力耕うん機の普及状況でございまして、先ほど申しました役用が若干残つてゐると思われます農山村地帯の普及率が低いということを示しておるものであります。

それから一〇ページは、食肉の需給の推移でございまして、昭和三十年から三十二年は、一時牛肉の輸入の自由化を行なつたときでございまして、三十二年に二万二千トンということで、戦後最高の輸入量が見られるのでござります。三十三年以降は再び外割り制度に戻りまして、大体四年の一万トンに至ります間には五、六千トンの輸入が行なわれてきたということと、昭和三十三年ごろまでは大体十三、四万トン程度の消費量でありますましたが、その後漸増をいたしまして、三十四年から三十七年ごろまでは大体十四、五万トン程度、つまり一万トン程度の消費量の増大ということが続いたのでございますが、三十八年に入りましたが、その後漸増をいたしまして、消費量として十九万トン、三十九年には二十三万トンというふうに急増してまいつたということを示しておるのでございます。豚肉等につきましては着実に肉の消

費量がふえており、また輸入は、よほど高価格の

とき調整用に輸入した場合があるほかほとんど入っていないということを示しております。馬肉

につきましては、ごらんのように、だんだん輸入が漸増をしてまいりまして、三十九年度には二万七千トンにまで達した。四十年度には、輸出国の事情等でこれまた減少している。同様の事情が綿羊肉にもございまして、三十九年に六万トンまで輸入が達したもののが四十年には五万トン程度まで下がつてゐるということで、食肉の最近の需給事情というものがどういう点でもやや窮屈になりつてあるということを示しておるものである。

それから一一ページは、肉用牛並びに乳用牛の屠殺頭数の推移でございまして、屠殺頭数は肉用牛、乳用牛ともに漸次屠殺頭数はふえてきておるといふことを示しておりますが、四十年に入りまして肉用牛の屠殺頭数は前年度よりも減つてきているといふことを示しております。それから、下の欄にあれば、食肉の消費水準でござります。日本は肉の消費量は、三十九年で年間一人六・六キロを食つておるということを示しております。

それから一二ページは、世界の主要国の中間一人当たりの食肉の消費量を、主要の国について参考にあげておられるのでございますが、ごらんのようないいことに、日本は家禽肉を除きますと三十九年は五・二キログラム程度、それに対しまして、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、アルゼンチンなどいうふうな主要な肉牛の生産国の消費量は非常に大きい。日本の十五倍あるいは二十倍というような消費量を持つておるということを示しておるの

り消費量でございます。

それから右の欄はひつじの肉の年間消費量でござります。

それから一五ページは、家禽肉、鳥の肉の年間の一人当たり消費量でございます。これもわが国の消費量は、これは一九六三年でござりますから、昭和三八年のものでちょっと古いわけですが、一・二キロということで、カナダでありますとか、アメリカでありますとかいうような消費国に比べますと、非常に低い水準にあると

いうことを示しております。

それから一六ページは、肉類消費の構造の推移でございまして、三十一年度には牛肉といふのは約四六%，半分に近いウェートを持っておりました。が、三十九年にいきますと、牛肉は二七%といふことで、四分の一程度のウェートになつておる。それにかわりまして、豚が三三%から三九%といふようにふえ、鳥肉が一三%から二二%といふふうに急激にふえているということを示しております。

それから一七ページは、肉用牛の価格の推移でございまして、これは農林省の統計調査部の「農村物価監査」にあらわれたもので、成牛については農家の購入価格、子牛価格は農家の販売価格で示しております。三十九年までの数字がないのですから、最近の傾向は必ずしも明確に出ておりませんわけですが、多少、大ざっぱな言い方をいたしますれば、四十年度には成牛の平均価格をいたしましたが、三十九年六万五千円とあります。大体十二、三万円程度、それから子牛は平均が、三十九年三万三千円となつておりますが、おそらく四十年度は平均して六万円をこしておるというふうに思います。

それから次の一三ページは、牛肉の年間の消費量でございまして、日本は三十九年が一人当たり一・八キロ、そにしてアーチャー、オーストラリア、ニュージーランド五十キロ、オーストラリア、アルゼンチンなどいうふうに、主要な牛肉生産国は非常に高い消費量を持つておるということを示しております。

それから一四ページは、豚肉の年間の一人当たりの、御売りは日本銀行の卸売り物価、小売りは総

理府の小売り物価をあげておるのでございます。

これはいざれも個々の調査でございますために、对比が必ずしも適切ではないということも言えます。

牛全部の重量から割り出したキロ当たり価格でござりますが、これは生体から内臓、皮をとったもののキロ当たり価格でござりますから、对比する場合にはそういうことを考へなければいけない。それから、小売り価格は、枝肉から骨それから筋等をとりました生肉のキログラム当たりの価格でございますので、これを段階別に並べます場合には、その点を御考慮に入れてご覧いただきたいと思います。

それから右の欄は、牛肉の輸出入の推移でございます。これは先ほど申し上げた数字をあらためて掲示をいたしたもので、特に金額をつけてお示しをいたしておるわけでございます。

それから一九ページは、牛肉の世界貿易の関係でございまして、第一番に、世界の主要国の牛の飼養頭数でございますが、これは最も大きいところはアメリカでございまして、そのほかフランス、オーストラリア、イギリス、西ドイツ等が大きな生産国といふことに相なります。したがつて、肉の生産量も、右の欄にありますように、ただいま申し上げたような国が生産量としては大きいかぎりでございます。ところが、次のページをごらんいただきますと、牛肉の生産量として生産量の多いアメリカは、同時に、右下のほうの円で比率を示しておりますように、第一の輸入国でもあります。イギリスも相当の生産がござりますわけであります。

それから一八ページは、牛肉の価格の推移でございまして、これはどうも対比すべき数字がないでございますが、産地の生体肉の牛の平均価格といふのは、これは農林省の物價調査によるもの、御売りは日本銀行の卸売り物価、小売りは総

のサイドとから掲げておるのでございます。われわれが、日本が輸入し得る現在の国としてはオーストラリア、ニュージーランドでございますが、それらの國のものが主として長く取引のありますイギリス、西ドイツ、アメリカ、イタリアといふような國に売つておるということを示しておるのでございまして、日本の国際的な牛肉輸出入貿易の中におけるウエートは非常に小さい位置にあるということを示しております。

二一ページは、ただいま申し上げました主要な輸入国がどういう國から入れておるかということを一表に示したものでございます。

簡単でございますが、あわせて資料の御説明をいたしました。

○委員長(山崎音君) 森本農林経済局長。  
○政府委員(森本修君) 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

まず第一点は、果樹その他の永年性植物及び乳牛その他の家畜の育成に必要な資金で政令で定めるものを農業近代化資金に加えるための第二条第三項の改正でございます。

農業近代化資金は、農業者等の資本装備の高度化と経営の近代化に資するという観点から、現在、農舎、農機具等の農業生産に関連する施設資金の融通を行なうこととなつておりますし、家畜飼養農家及び果樹等栽培農家につきましても、畜舎、畜産用機具、病害虫防除用機具等の施設にかかる資金のほか、家畜の購入または果樹等の植栽に必要な資金のみの貸し付けを行なっているところであります。しかしながら、家畜飼養農家や果樹等栽培農家におきましては、施設整備に多額の資金を必要とするばかりでなく、生産手段たる家畜及び果樹の育成過程において飼料費、肥料費等に多額の現金支出を必要とし、しかもこれらの育成経費に充てるための資金は、中期にわたる育成期間を経過して初めて回収し得るという性格を有するものであるため、この間の農家の償還負担を可及的に軽減する必要がありますのであります。また、このような育成

資金は、生産家畜や果樹等の固定資本の形成と密着して必要なものであり、資本装備の高度化をはかるという農業近代化資金制度の目的を達成するためには、家畜の購入資金または果樹等の植栽資金にあわせて、これらの育成資金を円滑に供給することが必要であると考えられるのであります。

このような観点から、今回、家畜飼養農家及び果樹等栽培農家の資本装備の高度化という要請にこたえるため、資金需要に即して、搾乳牛等の生産家畜の育成に必要な資金及び果樹その他の永年性植物の育成に必要な資金を農業近代化資金に加えることとした次第であります。

二二点は、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸し付けについて政府が直接利子補給を行なう制度を設ける等のための第三条の一及び第三条の三の規定の新設でございます。

農業近代化資金の利子補給は、從来すべて都道府県がこれを行ない、これに対して政府が補助するという方式をとつておるところであります。しかししながら、最近において農業の資金需要は年々大口化しつつあり、とくに企業的大規模経営や務区域が二府県以上にまたがる農業を営む法人等の施設または全国段階における連合会の共同利用施設等にかかる大口の資金需要につきましては、農業協同組合または信用農業協同組合連合会の貸し付け及び都道府県による利子補給という従来の方法よりもたいがい面がありますので、かような場合には、全国的機関たる農林中央金庫がこれらの機関の貸し出し能力を補完して積極的にその貸し出しが推進するとともに、政府がその貸し付けに直接利子補給の措置を講ずることが適当であると考えられるのであります。このような観点から、政府は農林中央金庫が行なうこのような農業を営む法人や所属団体等に対する貸し付けにつき直接利子補給金を支給する旨の契約を同金庫と結ぶことができるごとにとし、この利子補給金の支給年限、利子補給金額の限度等につき所要の規定を設けることとした次第であります。

三五点は、貸し付けの相手方に法人格を有しない団体を加えるための第一条第一項第四号の改正でございます。

先ほど申し上げましたように、昭和四十一年度から農村環境整備のための資金を融資対象に加えることとしているところであります。が、このよ

うな環境整備資金の実情に即した融資を推進するため、今回新たに法人格を有しない団体で一定の要件を備えているものを共同利用施設資金の貸し付けの相手方に加えることとした次第であります。

以上、法律上の改善措置について御説明申し上げましたが、来年度におきましては、これらの措置にあわせて、融資ワクを八百億円に拡大するとともに、貸し付け金利につきましても、一般施設資金及び共同利用施設資金の金利を五厘ずつ引き下げることとし、借受者の負担の軽減をはかり、農業近代化資金の一層の伸長を期しているところでございます。

次に、農業信用基金協会法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由説明を補足して御説明申し上げます。

一節の規定の新設について御説明申し上げます。

まず、農業信用保険協会法の組織に関する第三章第一に、農業信用保険協会の設立及び会員についてでございます。

同保険協会は、会員たる資格を有する者十五人以上が発起人となり、創立総会を開く等協会設立のための事務を行い、主務大臣による設立の認可、設立の登記等所定の手続を経て成立することいたしております。その設立手続等につきましては、農業信用基金協会の設立に関する規定を準用いたしております。

保険協会の会員たる資格を有する者は、農業信

用基金協会及び農林中央金庫とし、その加入及び脱退は任意といたしております。また、会員の有する議決権は、第七十一条の規定により各一個と

しておりますが、同条ただし書きの規定により、出資の額が政令で定める額以上である会員に対し、その出資金の額に応じて政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる」といたしております。これは、農業信用基金協会の場合と同様に会員一人当たり各一個及び出資一口当たり一個の議決権を与えることといたしますと、農林中央金庫のよう他の基金協会に比べて相対的に多額の出資を行なう会員の発言権だけが特別に強大になるということを避けるためのものでございます。なお、会員の出資、持分の譲渡、加入及び脱退等につきましては、おおむね基金協会の規定を準用いたしております。

## 第二に、保険協会の業務についてでございま

保険協会は、農業近代化資金の融通を円滑にして、(一)保証保険及び融資保険並びに(二)農業信用基金協会に対する貸し付けの業務を行なうことといたしております。

保証保険と申しますのは、農業信用基金協会が行なう農業近代化資金にかかる債務の保証についての保険でありまして、今回の制度改正の主眼目をなすものであります。また融資保険とは、農林中央金庫が行なう農業近代化資金の貸し付けについての保険でございます。

なお、農業信用基金協会に対する貸し付けの業務は、各基金協会の農業近代化資金にかかる債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金を低利で融資するものであります。この貸し付けにより、各基金協会の保証機能の拡充とその経営基盤の強化に資することを期しているところであります。

## 第三に、保険協会の財務及び会計に関する事項でございます。

保険協会は農業信用基金協会及び農林中央金庫が会員となり、その出資によって設立される自動的な機関ではありますが、その行なう事業の公共

性に着目いたしまして、特に政府が同保険協会に對し、保険金の支払い及び貸し付けの財源に充てたるため、交付金を交付することといたしております。四十一年度における政府の交付金といたしましたことは、保険事業における保険金支払いの財源に充てるべきもの四億円、貸し付けの事業における保険準備資金を予算に計上いたしているところでございます。

なお、保険協会は、保険事業に関して保険準備資金を、融資事業に関して融資資金を設けるものとし、保険準備資金にあつては、会員からの出資金及び保険金支払いの財源に充てるべきものとして、保険準備資金にあつては、会員からの出資金及び保険金支払いの財源に充てるべきものとして、保険準備資金を設けるものとし、保険準備資金を充て、融資資金にあつては貸し付けの財源に充てるべきものとして政府から交付された交付金の額をもつてこれに充て、融資資金にあつては貸し付けの財源に充てるべきものとして政府から交付された交付金の額をもつてこれを充てることを目的として、(一)保証保険及び融資保険並びに(二)農業信用基金協会に対する貸し付けの業務を行なうことといたしております。

保証保険と申しますのは、農業信用基金協会が計算上の損失を埋める場合を除いては、取りくずしてはならないものといたしております。

その他、利益及び損失の処理、責任準備金の計算とその積み立て等についても、所要の規定を設けております。

## 第四に、保険協会の管理に関する事項でござい

まず、定款の変更、業務方法書の変更、事業計画の設定及び変更等につきましては、総会の議決事項とし、主務大臣の認可または承認を受けなければならぬことといたしております。また収支予算の設定及び変更についても、同様に主務大臣の承認を受けなければならぬこととしております。

保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任することといたしますが、その選任にあたっては、主務大臣の認可を要する事項といたしておられます。その他、定款の記載事項、規約、役員の定数、総会の招集等保険協会の管理に関する事項につきましては、おおむね現行農業信用基金協会に関する規定を準用することといたしております。

その他、保険協会の解散及び清算並びに行政による監督につきましても、所要の規定を設けております。

次に、農業信用保険協会が行なう保証保険及び融資保険について、保険契約の締結、保険関係の内容等に關して定めております第三章第二節及び第三節の規定について御説明申し上げます。

まず、保険契約の締結に関する第七十八条の規定についてでございます。保険協会は、毎事業年度、基金協会を相手方として、基金協会が政令で定める額以上の額の農業近代化資金の貸し付けに定めた保証をした場合には、当該保証をしたことに

より、また、当該政令で定める額未満の貸し付けにつき保証をした場合には、当該保証をしたことと保険協会に通知することにより、その保証につき、保険協会とその基金協会との間に保険関係が成立する旨の契約を締結することができる

いたしております。これは、基金協会のリスクの軽減に資するため、政令で定める額以上の比較的大口の貸し付けにかかる保証については、基金協会が保証をすれば当然に保険関係が成立する包括保険とし、当該政令で定める額未満の小口の貸し付けにかかる保証については、基金協会の選択により保険関係が成立する選択保険とする趣旨のものでございます。なお、保証保険の保険関係においては、基金協会が借り入れ金につき保証をした金額を保険額とし、基金協会が借り受け者にかわって行なう借入金の全部または一部の弁済を保険事故とし、保険額に百分の七十を乗じて得た額を保険金額としております。

次に、基金協会が支払うべき保険料の額は、保険金額に政令で定める率を乗じて得た額とし、具体的には、貸し付け利息の徴収方法と同様に、年年の保証残高に応じ、年〇・三%程度の保険料を徴収する考えであります。

保険協会が代位弁済をした場合には、保険協会から保険金の支払いがなされることとなりますので、その使用について、代位弁済及び保険協会への借り入れ金の償還に充てられる場合のほかは、特に主務省令で定める場合に限り使用することができます。

なお、この保険協会からの借り入れ金をもつて管理する資金は、このような特別の役割りをなうものでありますので、その使用については、代位弁済及び保険協会への借り入れ金の償還に充てられる場合のほかは、特に主務省令で定める場合に限り使用することができます。

以上が、この法律案による改正の重点でございりますが、このような改正による新たな制度の内容に即し、法律の題名を農業信用保証保険法と改めるとともに、関係規定につきまして、所要の整備

の請求をするときまでに借り受け者に對する求償権を行使して回収した金額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額としております。

また、保険金の支払いを受けた基金協会は、その後も代位弁済に基づき借り受け者に對する求償権を有しておりますので、保険金の支払いの請求をした後にその求償権を行使して債権を回収した場合には、その回収金の額に百分の七十を乗じて得た金額を保険協会に對し納付しなければならないことといたします。

なお、農林中央金庫の貸し付けについて行なう融資保険につきましても、おおむね同様の規定を設けております。

改正の第三点は、保険協会が基金協会に対する貸し付けを行なう制度を設けることに伴い、基金協会の当該借り入れ金についての管理方法等を定める第九条の二の規定の新設でございます。

従来、基金協会は、会員からの出資金、準備金の繰り入れ金等を代位弁済に充てたための基金として、預金、金銭信託等流動性のある形態で管理していたところでありますが、今回、先ほど申し上げましたように、基金協会の保証機能をさらに拡充強化するため、保険協会から基金協会に対しても、預金、金銭信託等流動性のある形態で管理していくこととした次第であります。

なお、この保険協会からの借り入れ金は、この借り入れ金にて、基金協会から基金協会に貸し付けられた資金の貸し付けを行なうこととし、基金協会は、自己資本たる基金のか、この借り入れ金に

拡充強化するため、保険協会から基金協会に対しても、預金、金銭信託等流動性のある形態で管理していくこととした次第であります。

なお、この保険協会からの借り入れ金をもつて管理する資金は、このような特別の役割りをなうものでありますので、その使用については、代位弁済及び保険協会への借り入れ金の償還に充てられる場合のほかは、特に主務省令で定める場合に限り使用することができます。

以上が、この法律案による改正の重点でございりますが、このような改正による新たな制度の内容に即し、法律の題名を農業信用保証保険法と改めるとともに、関係規定につきまして、所要の整備

を行なうこととしております。また、附則におきましても、農業近代化資金助成法等関係法律の規定に所要の整備を行ない、また、保険協会に農林中央金庫の所属団体たる資格を与えるほか、登録税、印紙税、地方税、所得税及び法人税につきまして、税制上の優遇措置を講ずる等所要の規定を設けることといたしております。

資額等は後ほど出てまいりますから、そのときどきお聞かせ下さい。

ますが、一番割合として多いのは、個人施設の第

東北が約一八%といったような構成比を示してござ、三。

御説明申し上げます。  
それから二ページに参りまして、二ページは、農業近代化資金の資金種類別の貸し付け条件、融資条件を書いたものでございます。で、償還期限等を考慮して、五年から十五年の間に亘っております。

一号資金として、いわゆる建築物、農舎、畜舎等の建物に対する融資、それから農機具はほぼこれに匹敵する融資実績を示しておるというふうな状況でございます。

さいます。それから七ページへ参りまして、七ページのほうは、近代化資金の貸し付けの原資の調達状況を書いてございます。これも全体を一〇〇とした構成割合でございます。で、右から二番目が三十九年度の合計、それから一番右が三十八年度というつくり方でございます。全体を一〇〇といたしま

簡単でございますが、以上をもしまして本法律案及びこれに関連する主要な問題についての補足説明を終ります。

ざいます。なお農事組合法人その他の協業に対しましては一千円が貸し付け限度額。それから農協等の共同利用施設は五千円、農林大臣が特別に承認をいたしますれば、五千万円以上必要額が貸せられる、こういうことになつております。それから三ページへ参りまして、三ページのほうは、資金種類別の融資額を書いてございます。

それから五ページへ参りますと、農業近代化資金の三十九年度末の融資残高でございます。それぞれ毎年次別に貸し付けをいたしましたものの三十九年度末の融資残高を表にしておるわけであります。全体としまして、三十九年度末では千三百八十五億の融資残高でございます。それぞれ年次別に貸し付けましたものの内訳がここに出ております。  
それから六ページへ参りまして、地域別の融資の承認状況、それぞれプロジェクト別に三十七年から三十八年、三十八年、三十九年に亘る融資の申

の貸し出しの比率が四九%から五三%というふうに増加していることが一つの傾向でござります。それから八ページへ参りまして、七ページへ比率として書きましたものの実数を記載してござります。三十九年度全体で貸し出しましたのが五百三億ということで、そのうち単協が貸し出したのが四百一十五億ということ、それから信連が約七十億程度というふうな貸し出しの割合になつております。単協の自己資金が二百六十八億というふ

りまして、そのほかに、銀行あるいは信用金庫も融資機関にすることができるということになつております。これに対しまして、国及び都道府県から利子補給がなされております。都道府県と国が折半をして融資機関に対して利子補給をしておるわけであります。

それからもう一方は、農業信用基金協会が借り受け者に対して債務保証をしております。その出資の額は、国及び県がそれぞれ折半をして、この農業信用基金協会の出資に要する額の半額を出しておる、こういうふうな形になります。実際の出

融資予定期でござります三十六年が二百億と増加しまして三十九年度が六百億ということでお四十一年度は八百億ということに予算上のワクはなつてございます。その上が各資金種類別の融資実績でございまして、三十九年度は約五百三億ということでござります。一番下の欄が予算上の融資ワクに対する貸し付け実績の比率といふことで、俗に消化率といわれておる比率でございます。若干三十八年度、三十九年度は、この比率が低下してきております。それから、それより上のはうは、資金種類別の貸し付けの実績でござい

伸び率を示しております。それから一番左かそれを  
各地域別の融資の割合といいますか、シェアを  
書いてございます。この表をごらんいただきまし  
てもおわかりになりますように、東北及び九州が  
いずれも兩年度とも対前年比一〇%以上の伸び率  
を示してございます。ただ、まん中辺の東海辺  
は、兩年度とも前年に対しまして伸び率がそれほ  
ど多くはない、九〇%あるいは九五%といったよ  
うな、状況であります。三十九年度の全国を一〇〇  
とした構成比は、関東が二〇%ということで一番  
高いわけでございまして、順次九州が約一九%、

次に、農業信用基金協会法の資料のほうを御説明申し上げますと、第一ページはやはり仕組みを書いてございまして、大体先ほど御説明したことと同じであります。右のほうは債務保証制度の仕組みでございまして、まん中辺に農業信用基金協会というワクがござります。会員としましては、都道府県、農協、農協联合会、農業者といふことになつております。それからこれに対する出資者は、上のほうから参りまして政府が四分の

一、県が四分の一、合わせて二分の一出資がなされていて、こういうことでござります。

それから二ヘーリングへ参りますと、債務保証の廃止が出ております。近代化資金と、従来から引き継ぎました一般の資金との区分けで出ておりまして、三十九年度末では、合計をいたしますと七百七十億ぐらいになります。近代化資金がそのうち六

百八十億、一般資金が九十一億、こういう形になつております。それからその下は近代化資金で貸し付けましたもののうち、債務保証にかかるつてはるものの比率を書いているわけで、いわゆる保証依存率ということをございます。で、一番下が個人、共同合わせて計がございますが、三十六年が五二・%、それが漸次高まってまいりまして、三十年度は六〇・九%ということになつております。個人、共同利用施設の比較を見ますと、個人施設のはうが保証に依存する割合が高い、こううふうなことになつております。

それから三ページは、信用基金協会の出資先別の構成でございます。左のほうが近代化資金分のみを取り出したもの、右のほうは一般資金も加えたものということになつております。全体を一〇〇といたしますと、都道府県が約四九%、もちろんこのうちの半額を国が出しておる、そういうことであります。あの割合を見ますと、単協が次ぎまして約二〇%，それから信連が一四%，以下市町村、その他といったような構成になつておられます。右のはうの一般資金分もほぼ傾向としては同じ状況であります。

それから四ページへまいりますと、農業信用基金協会の出資状況ということで、三ページへ図で出てまいりましたものの実数が出ております。近代化資金分としては、上から三行目にござりますが、三十九年度が八十六億、それから一般資金を含めますと、一番上の右で百七億ということになります。それぞれ、都道府県、民間、民間の中の各団体の割合が各年度別に出ております。

五ページへ行きますと、農業近代化資金の保証金額別の構成比が出ております。十万円以下、十

と対策の方向に関する調査報告があるわけでありまして、この資料。

をつけて明らかにしたもののがほしいわけであります。

四十年の八月に、肉牛対策が肉畜出荷調整会議で発表されたその資料。

対策の概要が出ております。これをお出でもらいたい。

それから、先ほどの参考資料の説明では、この肉牛の生産と消費の統計については、四十年度の推定しか出ておりませんでしたが、これは注釈にもあるように、確定すれば訂正をするということ

ですからすでに年度を越えたわけですから、確定したものであればその確定と、四十一年度が間定したものでありますから四十一年度の需給見通し、当然その中には輸入数量等があるわけですから、これの明細を提出を願います。いわゆる日食

協なるものが従来取り扱い団体になつておるよう  
であります。これが全然どうも内容が不分明であ  
りますので、この日本食肉協議会、こしか三十八

年ごろにはもう衣がえをしてスタートをしておるはずでありますから、三十八年、三十九年、四十年

年度の三ヵ年にわたってこの日本食肉協議会の事業が業体別にどれだけの計画があつて実績がどうであるかといふ、計画と実績の対比を明るい方で

た、どんぶり勘定じゃなしに、それぞれの業体別の内訳を明らかにした三ヵ年の実績を、当初立て

たであらう計画と対比したものがほしいわけであります。それから、その日本食肉協議会が買い入  
りに段々、漸上、といふ二年間ごとにこじこじつゝ

われた折し商店、それがこの二年間にとれたりのものを食肉協議会に提供したか。これは業種別の内訳、過去三年、それからこの協議会というものがどう

ういう事業をやることになっているか。その部分だけでけつこうですから、事業の範囲を明らかにしないまま次々と支障等がうるさいよう、つづけるべきではない。

した販賣の担当等をもつてし、どうからその部分だけ  
でけつこうですから、この日食協の業務の内容を  
明らかに知り得る資料を必要といたしますので、

お願いいたします。

非常勤で待遇等を受けておればその待遇等

をつけて明らかにしたもののがほしいわけでありります。それから、この改正法案によつて、今後は畜産興事業団に一部を扱わせる政府原案でありますので、この畜産振興事業団について、これはまあ二十八条で業務の範囲が明示されておりまして、その範囲で四十八条で経理区分が明らかに義務づけられておりますので、同じよう三十八年、三十九年、四十年度はまだ決算にはなつてないと思うのですが、ほぼ四十年度の決算のおおよその数字だけつこうでありますから、その経理区分をして業態別の実績というものを明らかにしたもののがほしい。

それから、五十八条及び五十九条では、監督をうたつております。農林大臣が五十八条に基づいて命令を発したことがあれば、その内容、また、会計検査院の検査があつたとすれば、その報告、監事の報告、これは当然あるわけですから、日食協も、これは見なければわかりませんが、当然監事があると思いますから、これもさかのぼりますが、監事の監査報告、これを出していただきたい。

それから、輸入食肉の流通経路が一目でわかるような、これを図解をしたようなものでひとつお示しを願いたい。

まだ資料として、いま説明されたもの以外に必要なものがあるかと思いますが、いずれ審議の経過でまた追加をして提出をお願いすることになるかと思いますが、とりあえずこの程度の資料を早急に提出をお願いいたしたいと思います。

これらの資料はまだ出ておりませんけれども、社会党としては法案審議に協力する意味で、午後から同僚中村君を質問に立てますけれども、したがつて、その資料の提出があれば当然その資料に連してお伺いをいたしますが、資料の提出をおねがいします。各項目全部出してもらえるのかどうか、そ

れを委員長に確認をしていただきたいと思いま

す。

○理事(野知浩之君) ちょっとと待ってください。

森部君から資料要求の発言を求められておりますので、続いてこれを許します。

○森部隆輔君 私も資料を要求したいと思います

が、府県の信連のなるべく最近の貯金の額——各

府県別、なるべく最近のやつ。

それから貸し付け金、それから信連の固有資

金に対する貸し付け率、これも各府県別に出

てもらいたい。

それから同じく、最近、単協がだんだん合併して貯金の量もずいぶんふえてまいりましたので、単協の貯金の金額による区分、たとえば五億円以上十億円まで、あるいは十億円以上二十億円、こういうふうに、まあ下のほうは五億円くらいで切つていいと思います。五億円ないし十億円、十億からあるいは二十億、二十億以上三十億、四十億以上の単協もあると思いますが、単協の貯金高の金額による区分ですね、これを出していただきたい。

それから単協の場合におけるやはりプロパーの貯貸率——貯金に対する貸し付け率、それもわかるだけひとつ詳細なものをもらいたいと思いま

す。

それから、こういう数字が政府のほうで調べたものがあるかどうかと思いますが、正会員に対する貸し付けと準会員、正会員以外に対する貸し付

け、その割合が信連の場合、単協の場合、そういうものがあるかどうか。ありますか。まあわかるだけ

のがあるかどうか。中金にはもちろんあります

が、信連及び単協にそういうものを調査したま

る返済期限が到来して、元金の償還が一年以上経過してなお元金の全額もしくはどれだけの部分とい

うものがいわゆる焦げつきになっている、いわゆる焦げつき債権ですね、信連の場合。それから

単協が合併のときによく問題になりますが、焦げつき債権の内容がわかれれば、調べたものがあれ

ば、これもひとつ出してもらいたいと思います。まだほかにあるかと思いますが、一応そういう数字

をなるべく早い機会に提出していただきたいと思

います。

○園田清充君 営業局長さん、私も資料を出され

ども、簡単な資料だと思います。いまの畜産物の

価格の問題に関連をしますけれども、国立の試験場その他に、あるいは民間に委託された問題もあ

ると思いますけれども、たとえば乳肉兼用の

ジャージー、あるいは肉専用のアンガス、あるいはヘレフォード、こういうものを何年ごろから何

頭お入れになつて、そしてその試験の結果がどうなつてあるか、できましたら次回の委員会までにひとつ資料を提出していただきたいと思います。

○理事(野知浩之君) ただいまの渡辺君並びに森

部君、園田君の資料要求に対して政府委員は御発言願ります。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 三先生の御要求の資料につきましては、大体御要求の資料の提出はで

きると存じます。ただ多少お断わりはいたしたい

と思います点が一、二ございまして、肉用牛の生

産と対策の概要と申しますのは、それを使用いた

します場合によりまして多少精粗の別だけで扱つた同一のものじゃないかと思われますので、なお

御指摘の点、帰つて調べてみますが、御要求の趣旨に沿つた資料を出したないと存じます。

それから、十番目の資料であつたと思ひます

が、日本食肉協議会の扱つた輸入食肉の取り扱い

が、商社の取り扱い実績を出せということでございま

すが、協議会は肉の売買にはかかわっておりませ

んで、過去において輸入商社としてどういふことをわかれています。それで、過去において輸入商社としてどういふことをわかれています。何かそ

うことはいたしかねるのでございます。何かそ

ういふことはいたしかねるのでございます。何かそ

ういふことはいたしかねるのでございます。何かそ

たしたいと思います。

○政府委員(森本修君) 森部先生の御要求の資料でございますが、大部分のものはあると思いますが、ただ、単協段階のこまかい資料がどの程度整

いますか、できるだけ整えて出したいと思いま

す。

なお、焦げつき債権につきまして、いま

ちょっとどの程度あるかわかりませんが、帰りま

してよく調べてわかるものは出したいと思いま

す。

○森部隆輔君 焦げつきは農林漁業金融公庫の分

もわかれればひとつ示していただきたいと思いま

す。

畜産関係で、最近乳用牛の牝犢牛をハム・ソーセージなんかの原料にしないで、肉用にだいぶす

る傾向がだんだんたまつてきたわけですが、そ

ういう数字が、最近のことですから、あるいはま

とまつてないかもしれません、どの程度——大

体三十万頭前後少なくとも牝犢が年間生まれる

と思いますが、そのうちのどの程度が加工用に回さ

れ、ハム・ソーセージ等に回され、肉用としてどの

程度利用されているか、そういうものの数字調べ

たものがありますかどうか、あればひとつ示して

いただきたいと思います。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 乳用牛牝犢の肉資源

としての活用のための育成というのは、ごく最近

字が出てまいりませんので、都道府県に各县の動

向についての調査を依頼しておるところでござい

ますて、現段階では残念ながら数字として提出す

ます。それから、輸入牛肉でございますが、輸入牛肉の加工向け、それから生食用の用途別は、厳密には実はつかまえきれないわけでございますが、加工用は、加工業者の需要者割り当てということで割り当てておりますので、そういう結果を提出したいと思います。

それから輸入牛肉でございますが、輸入牛肉の

加工向け、それから生食用の用途別は、厳密には

実はつかまえきれないわけでございますが、加工

用は、加工業者の需要者割り当てということで割

り当てておりますので、そういう結果を提出しま

す。

○理事(野知浩之君) ちょっと速記をとめて。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 「速記中止」

○理事(野知浩之君) 速記を始めて。

〔理事(野知浩之君) 暫時休憩いたします。午後零時十五分休憩

午後一時十七分開会

〔理事(野知浩之君) 着く〕

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。中村

君。

○中村波男君 最初に、肉牛対策についてお伺い

をしたいと思うのであります。昭和三十一年に

二百七十万トンをピークにいたしまして、その後減る一方で、現在では二百万トンを大きく割ります。百八十八万トンくらいでないかと思うのであります。平均十万トンずつ減つてきました。この結果の反対に、消費量は年々と伸びまして、三十九年には二十万四千トンでありましたのが、三十年には二十三万トンになり、昨年はやや伸び悩み年には二十三万トンになりました。したがって、牛肉価格が上がりっぱなしで、東京の卸価格は三十四年枝肉平均でまあ二百四十円であったものが、三十九年には三百六十円、四十年は急騰いたしました。きょうの新聞による昨日の芝浦の枝肉相場を見てまいりますと、去勢牛に例をとりますと五百三十七円、上物は六百五十円、やや停滞をしているようありますけれども、高騰には目をみるるものがあると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいのは、今日の肉牛資

源の不足を招いた原因であります。これは何と

いふべき業界の増大に対する予測を

誤ったのじゃないか、その予測を誤りましたか

ら、楽観をしておりましたから肉牛生産策がお

のづから貧困であった、何ら手が打たれておらな

かった、こういうように私は断ぜざるを得ないの

であります。これに対する大臣の見解なり、ま

た、過去の経験から今度どうするのかといふ、さ

らに具体的な施策なり方針を承つて、順番に質問

に入つてしまひたい、こう思うわけであります。

○国務大臣(坂田英一君) 肉牛の問題について

は、確かにいまお話しのとおりに、今年二百万ト

ンを割つて百八十八万トンところへ減つて

おるわけでございます。これらの点につきまして

は、この肉牛のやはり増産を考えなければなりま

せんので、それについては農林省においても施

策は講じておつたわけであります。それにもかか

わらず、いま申しましたように非常な減り方を示

しておるわけでございまして、私も就任早々とく

かくこれは肉牛の増産をはかる必要があるという

ので、いまでももちろん施策を講じておるけれども、もつと徹底してこれを行なっていく必要があるというので、今回肉牛のやはり増産の問題を

従来よりもさらに格段これを拡大していくようにいたしたわけでございます。なお、御存じのとお

うに考えられるのであります。したがって、牛肉

価格が上がりっぱなしで、東京の卸価格は三十四

年枝肉平均でまあ二百四十円であったものが、三十九年には三百六十円、四十年は急騰いたしました。きょうの新聞による昨日の芝浦の枝肉相場を見てまいりますと、去勢牛に例をとりますと五百三十七円、上物は六百五十円、やや停滞をしておるようありますけれども、それでも二十一万トンになつておるのじゃないかというふうに考えられるのであります。

○渡辺勘吉君 ちょっと関連。いま大臣は、従来

もやつたが、四十一年度からさらに積極的な施策

を講ずるという答弁の一節がありましたが、従来

は一体どういうことをやってきたのですか。それ

から、この農林水産委員のメンバーで、過般芝浦

屠場を見学したのですが、私なりに感じたこと

は、あの屠場に出ておる大家畜のうちではらみの

乳牛がおつた。それからスモールと称する犢のう

ちで牝犢が出ている。これは一体何を物語るかと

いえば、酪農で希望を失つた農家が乳牛を肉高に

よつてこれを屠場に送るという一つの因果関係を

なしておる。いろいろたかもしれませんが、これ

はほとんど見るべきもののがなかつたという反省の上

に立つて、ここで百年の大計を立てるということ

ならわかりますけれども、一体どれだけのこと

やつてこんな傾斜的な減退の方向にきているか。

いま中村委員は、長期予測を見誤つたのじゃない

か、非常に楽観ムードでこれは挨拶傍観しておつ

たのじゃないか、一体その予測はどうなのか。これ

は資料を、私が要求したものを見てからまた

私もお尋ねをするつもりであります。たとえば

はあつたって内容がどの程度か数字で説明しても

つかぬとわからない。大臣答弁みたいなことじゅ

いてはこの肉用牛という独立した部門としての扱いが従来なかった。県段階ではかなり苦慮して、産地であるだけにそれぞれの施策をやっておるけれども、基本的な国の和牛についての、肉牛についての施策が見るべきものがなかつたという不満感で、この際必要な分量の輸入というものの関係があります。それは末端で偽らざる声として出ておる。だから、従来もやつたがという認識のしかたでは、

私は四十一年度からの施策もこれはほんのごまかしすぎない内容になるのじゃないかと思う。これはいづれ中村君から詳細にお尋ねをすることだ

と思いますが、従来やつたというのはどういうことなのか。そうしてなおかつ、こういうふうにかつて二百七十万トンもあったものがもう百七十万トンくらいで、いまおそらく百八十八万トンなどというのはもうかなり古い統計で、この情勢では百七十万トン台に落ちていると思うので

れは日本の肉給源の施策としては何らこれは見るべきものがないじゃないかとうふうに感するので、いままでどういうことをやってきたか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私から事務的にお答えをいたします。

従来も、和牛といいますか肉牛対策について、お話しのように十分なものではございませんが、当面必要とされると、事業はやっておつたつもりでございます。従来やつておつたのが、素牛生産の主産地におきましては、優良な基礎牛の生産の刺激をいたしましたために改良基地制度、肉用牛改良基地制度というものを設けてまいりましたし、それからその改良基地から繁殖慣行のある地域に繁殖基地を設けて、そこで和牛の繁殖をやらせる

というようなことを進めてまいつたのが一つでございます。それから草地改良は今日から考えますと、肉牛生産には十分などいいますか配慮の...。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 従来、たゞいま申し上げました改良基地としましては、昭和三十八年から黒毛和種につきまして中国五県と京都、兵庫

にございまして二十カ所の改良基地を設け、赤毛和種について熊本に二カ所の基地を設けたのでございました。増殖基地については同じく三十八年から

繁殖慣行を助長いたしました目的で、黒毛和種についての施設が見るべきものがなかつたという不満感で、この際必要な分量の輸入という関係があります。それで、その増殖を急激にこれははかつていくと

いたしたわけでございます。なお、御存じのとお

うに牛の繁殖は非常におそいという関係がありますので、その増殖を急激にこれははかつていくと

いたしたわけでございます。なお、御存じのとお

うに牛の繁殖は非常におそいという関係がありますので、その増殖を急激にこれははかつていくと

いうことにいたしまして、牛の購入費の二分の一を助成するという考え方をとつておるのであります。なお、草地の造成改良については、一般的の草地改良事業の助成を進めるということにいたしております。この金額はただいま申し上げました一億円余りというものの中には入っておりません。それから、さらにお話も出ましたように、繁殖用の雌牛まで肉用に充らしていく、あるいは肥育用に充られていくということでございますので、繁殖用の雌子牛を農協が買い取りまして、子牛生産農家に貸し付けをするという場合に、それに對して年四分の金利補給相当の助成を府県と共同して行なうということで、その二分の一を国が助成をするというたてまえで五年間の利子の前払い相当額を補助をするという仕事を始めることにいたしましたのでございます。この頭数は一万頭でござります。そのほか生産の基盤になります草地の改良事業につきましては、肉用牛はいわゆる高度集約牧野の優良種飼料だけを給与する必要はないわけでござりますので、野草地の利用を進めるということで、野草地の利用について新たに助成の道を開き、さらに既耕地における既耕地における飼料作物の生産のために必要な機械施設等の助成をするということを始めたことにいたしたのでござります。

傾向をたどるけれども、銅養形態の転換が進むにつれて、減少から再び増加が始まつて、昭和四十六年には二百二十二万頭にふえる、こういうことを見通しでは述べております。さらにこれを裏書きするものとして、畜産局が出しました調査報告書が物語つておるのであります。が、国際的に切りかえ、かつ輸入量を漸次増加させることを検討するということを述べている。この考え方、この方針に基づいて進めてまいつたのであります。が、まことに重大な事態を迎えまして、あわててふためいて和牛の増産対策と、肉牛のいわゆる肉の輸入ということから畜安法の一部改正、こういう措置を考へてきたと思うのであります。まあ、死んだ子の年をかぞえてみてもせんないことでありますが、この過去の日本に、和牛に農政なしといふ実態から、和牛に農政のあるという政策を今回こそ打ち出してもらわなければならないということについて、全く大きな疑問を持つものであります。そして、いまの施策、いまの熱意、いまの予算の裏づけで二百五十万頭にふえるかどうかということについては、全く大きな疑問を持つものであります。そ

にのぼる、パーセンテージでいうならば三三%のいわゆる使役目的の飼養農家というものがあるといふのであります。その後の統計はまだ存じておりませんけれども、まだまだ政府の方針からいつても、農政の実態からいましても、農業の機械化を進めなければなりませんし、また、いまの農業形態からいいまして、使役用のいわゆる和牛飼育といふのが減ることは明らかであります。こうしたことをまず計算に入れて、その失う部分を今度は増殖で補うということは、これは容易ならざるものがあるのではないかというふうに思われるのであります。

二つ目は、肉牛肥育が他の作物よりも所得率、利益性が著しく低いということであります。これが一番大きな問題であると思うのであります。農業白書でも指摘をいたしておりますように、三十一年度の「畜産物生産費調査」の事例によりますと、肥育牛一頭当たり純益は五百二十七円である。そこへ家族労賃九千八百七十円を加えまして、牛一頭当たりの収益は一万三百九十七円となる。いう状況の中で、多少の補助金を出すから、牛白書を見てみましても、母牛一頭当たり三万円の赤字になっている、さらに加えて、家族労働報酬が一万四千三百八十五円の赤字になっている、なつてるのであります。また、子牛生産の点をみると、いわゆる鶏農であり、いわゆる酪農であり、豚であろうかというふうに思うのであります。

導入といふものの一般化、農村における労働力の減少、それから、畜産物の中でも、相対的に肉牛生産といふものが、あるいは肉牛の肥育といふものが、収益性に劣つておつたといふことが今日の状態を招いたという御指摘については、私どもも全く同感でございます。今後は、私どももしては、役肉兼用の和牛の生産なり肥育といふことを考える段階ではもはやない、したがつて、肉専用の和牛、あるいは肉専用の肉用牛といふものの生産、育成、肥育ということを推進をしていかねばなりません、その場合の収益性の問題でござりますが、従来の役肉兼用の場合には、これは牛の飼養というとを通じての収益性の問題を度外視した飼育が行なわれておつた。つまり労働手段としての位置がござりますので、そういうことであつた、ところが、今後はそういうわけにはまらないな、したがつて、経済性のある肉用牛の生産、育成、肥育ということを考えても、また、それを推奨をしなければならぬ。今までのこところは、価格の関係におきましても非常に不利な条件があつたのでございますが、最近の牛肉の値上がりなりまして肥育牛の価格に反映するようになつた、さらに、肥育牛の価格の値上がりが、子牛の価格の値上がりに結びつくようになつた、つまり、それは従来の役肉兼用の子牛需要といふものが、肉用肥育の需要に性質が変わつてきたことだと私どもは理解をいたしておりますわけでござ

○中村波男君 渡辺先輩からも追及があつたわけ  
であります。が、決して農林省としては拱手傍観して  
おつたわけじゃないんだ。打つべきものは打つた  
んだという弁解であります。が、私は、今日の事態を  
ほんとうに手が打たれておるなんならば回避するこ  
とができるのではないかというふうに思うわけで  
あります。その裏づけとして二つあげることがで  
きると思うのであります。三十七年度公表の農  
産物需要と生産長期見通しをまとめて見れば一目  
の疑問を持つ理由としては幾つかあります。が、大  
きくまず分けまして二つあると思うのであります。  
この二つを指摘いたしまして、具体的にお聞  
きしたいと思うのですが、とにかく国内の  
和牛が減ってきたという大きな理由としては、耕  
うん機その他のいわゆる農業の機械化による役牛  
としての使用価値が減退して、そういう面から減っ  
てきたということを大きくあげておるのであります。  
私たちそのとおりだと思います。そこで、農  
業白書を見ますと、三十九年末でまだ四十八万戸

す。これをどうして農民に納得させて飼わせるか、ということは、容易なことではないのであります。したがつて、これらの点についてどう考えておいでになるか、したがつて、もうかる和牛肥育といふものは、どこに基準が置かれておるかどうか、具体的にまた聞いてまいりますが、一応お答えをいただきたいと思うわけであります。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 現在までの和牛のといいますか、肉用牛の肥育頭数が減少したという事実、それからその減少の背後には、農業機械の

います。でござりますので、確かに消費者の一面から見ますれば、現在の肉の高騰ということは、非常に問題でございますが、一面、肉用牛の生産を推進するという意味では、経済的な基盤としては從来のような状態とは変わってきたということは言えると思うのでござります。で、今後、一体どういうような経営であればそういう採算がとれるかというような点でございますが、私ども現在の肉の市場価格というようなものがやや弱まつた程度の水準でものを考えてまいりましても、肥育

経営については、たとえば最近ぱつぱつ出始めていますが、それは十分に採算がとれるはずであるというふうに考えられますし、また、子牛生産につきましては、現在の価格増高の中では、従来のように一頭銅いの子牛生産ということでは、これはむしろ農用残滓物等の利用という点に重点が置かれたと思われる節があるわけでございまして、採算のそれ子牛の生産ということになれば、少なくとも将来が全く考えられないというような条件ではないというふうに理解をいたしておりますのでござります。

○中村波男君 いまいろいろ御説明があつたのでございますが、まだ私をして十分納得せしめるような御答弁じやありませんので、具体的に聞いていきますが、一番目にあげましたいわゆる役肉兼用の和牛というものが減っていくことを探して、十年後に現在から七、八十万頭ふやす提にして、ということになりますが、その具体的な計画といふものがあろうと思うのであります。それをひとつ、まずあげていただきたいと、こう思ふわけです。

○政府委員(植垣徳太郎君) 先ほどからも御指摘にございましたように、現段階では、百八十八万頭という昭和四十年一月一日の和牛の飼養頭数が、さらに減少しておることは確実であると思います。まだ公表されておりません、統計の集計が終わってないようでございますが、おそらく百六十万頭を割つておるというような数字に相なつておるかと思います。現在の減少傾向というのは、いま直にはとまらない、後刻、四十一年の肉の需給見通しも、この御審議の参考に出すことにつれておりますが、その際にも御説明を申し上げることに相なると思いますが、ここ一、三年はまだ減少が続かざるを得ないというふうに考えておるのでございますが、四十六年のころには、大体、

銅育頭数を二百万頭ぐらいに戻したい、で、五十年——今後十年後に一百五十万頭程度の飼養頭数に戻していきたい、これは大臣のお答えにもございましたように、和牛の増殖の生理的な限界があるわけでございまして、その生理的な限界の中であつて効率的に増殖をはかっていくという努力をいたしまして、そういう数字がわれわれの目標として立て得る一つの限度であるというふうに考えられるのでございます。もつとも、正直に申し上げまして、十年後に二百五十万頭になることは容易であるかというお話をあれば、私は、相当の努力をしなければ、その水準へ飼養頭数を増加していくといふことはできない、これは政府としましても、生産農家とともに考え方される有効な施策を着実に進めていく、精力的に進めていくということではなければ、この目的は容易には達成できるものではないというふうに考えております。

り、また資料として御提出を申し上げておりますが、日本の特殊な事情は、食肉のほかにたん白資源として水産物を世界で最も高い水準でとつておるということが一つ特殊条件としてあるわけでございます。今後の食肉の需要予測をするということになりました場合にも、一体これから先、日本の経済成長度合いがどうなるだろうか、また、実質消費支出というものはどう伸びるか、人口だけは大体推定がつくわけでござりますが……。それから、いま言いました水産物の漁獲の動向がどういうことになるであろうかといたふうなことが全部予測要因として確定しませんと、はつきりしたことはわからないわけでございます。でござりますので、農林省全体としても、農産物の需給見通しというものについて中間的な検討を進めておる段階でございまして、したがつて、私どもに与えられる統一的なデーターでも、一応畜産局としては、一定の前提を置いてどのくらいのことになるだろうかといふ予測をする必要がございますので、かりに試算をいたしておりますのでござります。その試算は、一応現在の発表されております三十七年基準の農産物の需要と生産の長期見通しという路線を一応たよりにいたしまして、推定をするということをいたしましたと、昭和四十六年の需要量は、長期見通しの中で食肉全体として百十三万八千トンないし百四十五万一千トンという数字に相なつておるのでございまして、その後の過程を加味いたしますと、昭和四十六年には長期見通しの百四十五万一千トンをやや上回る水準になるのではなかろうか、さらに十年後の昭和五十年につきましては、ただいまのような路線に立つての推定をいたしますと、現在の二倍強の消費量、約二三百万トン前後の食肉の総需要量になるのではなかろうかという推測がされるわけでございます。

その食肉の内訳でござりますが、これはこの分  
でも非常にむずかしくなかなかできないのでござ  
ります。これは生産関係、供給関係とからむ問題  
でございます。また、価格関係で大体が行なわれ  
るものでござりますから、その内訳を推測する、  
測定することは、これはむずかしい。私ども食肉  
一本でやっているのでございますが、ただ、御参  
考までに私どもの現在の考え方を申し上げます  
と、供給の側から見まして、鶏肉については今  
後卵用鶏の廃鶏肉はそろ多くはふえないけれど  
も、ブロイラーの消費の増大に伴つて供給も飛躍  
的に伸びるだらうと、いうことで、昭和五十年ごろ  
には鶏肉の供給量は五十万トンをこすだらう。そ  
れから豚についても、生産は多少の波動を描きな  
がらも順調に伸びてゐるのでござります。昭和五  
十年のころには約八十万トン程度の供給力を持つ  
ことは、それほど困難ではなからう。牛肉につき  
ましては、先ほど申し上げました約二百五十万頭  
の肉用牛の飼養と、それから二百九十万頭前後の  
乳牛の飼養というようなものを前提にいたします  
と、肉の供給力は三十万トンをやや上回る程度の  
供給量になるだらう。そのほかヤギ、綿羊等の肉  
の供給量はほとんど現状と変わらない程度、合わ  
せて一萬トン以内だらうといふように見ていくの  
でございまして、そういう供給について一種の自  
然といいますか、一種の単純な予測的なものに  
立つて考えると、やはり十年後に二百万トンの  
肉が必要であるということになると、若干の肉の  
不足状態がくるというふうに考えているのでござ  
います。

に、二百七十万頭をこした肉牛の飼養頭数であるということから、十年後の需給見通し、肉のうちの牛肉だけについてみても、まだ需給のアンバランスだということは、いろいろな規制があるでしょう。けれども、日本のように、こういう天然資源に恵まれた國土を持ちながら、こういう特にブリスケットを中心として、牛肉については特に外貨を獲得するこれはホープであるといふべきだと思う。これは一つの私見ですけれども、むしろ需給バランスをとるというだけではなしに、いま現実にニユージーランドあるいはオーストラリアから多量の輸入を仰がなければこの高騰が抑えられないといふべきわめていびつな実態にあるんですけれども、いろいろな隘路があるわけであります。特に荒廃した雑木林とか、そういう山林原野を草地に造成するということを過般閣議で決定したような、ああいう長期十カ年計画の中に、私から見ればきわめて遠慮をした草地造成の十カ年計画だと思うんですねが、こういうふうにもつと積極的な施策を集中して、十年後の展望としては、これをブリスケットにして輸出するというところまで高める大きなこれは期待すべき日本農業のホープの一つでなければならぬといふうに思うのですが、どうなっていますか、これは十年後までずっと今後も大臣をやるのはないでしょけれども、少なくともあなたのが在任中にそういう明るい展望を持つた十カ年の構想等でもお示し願えれば非常に國民としてもこれは明るい取組み方ができるわけです。そういう方向というものは出ないのでですか。

たように、これはよほどの努力を要する、私もさうに考えておるわけでございます。もちろん先ほどお話しのとおり草地の造成、それからまた先ほど畜産局長から言つたように、野草の問題、題、そのことがなかなか、先ほど畜産局長も言つたのであります。これはよほどの努力をしてまいりました。もちろん先ほどお話しのとおり草地の造成、それからまた、これはいま確定したわけではございません、検討中であります。原野の問題にしても、植林をしながら和牛を養殖するといったような問題、これはもちろんいまここで申し上げます。なおまた、これはいま確定したわけではございません、検討はいたしておりませんが、現実の問題としては十数カ所、すでにその実行に移しておりますので、これらの検討もいたしておるわけでございます。いま直ちにこの問題を申し上げるところまではもちろん行つておりますが、現実の問題として伸びておる点、それらの点以外に、いま申しますいろいろの点を考慮いたしまして、でき得る限り十年後に二百五十万頭といふところへもつていたい。これは非常に伸びる機会を、非常によく伸びる得るのではないかとも思われるぐらいでござります。まずそういう方向にいきたい。ところが、いま御了承のとおりに、非常に食肉として需要がありますことは御存じのとおりであります。したがつて、どうしても一方、輸入というものがつつかえ棒をつけていきません」と、そこまで伸ばすことが非常に困難であるという関係がありますので、いま輸入というつかえ棒をつけながらこれらの問題に専心努力を払つてしまりたい、かのように考えておるわけでございます。

うのをどれぐらいの事業費を総体として見込んで三分の一を補助するのか。したがつて、三分の一の補助ではたして生産団体が受けて立てるかどうかということについて、私は大きな疑問を持つものであります。聞くところによると、農林省は二分の一補助を考えておったようですが、大蔵省にばつさりやられたというようなことも聞かれてあります。それで、そういう自信があるのかどうか。また、実際そういう動きが下部で出てきておるかどうかということをまずお聞かせいただきたい。それから一ヵ所八十頭の県有貸し付け牛の二分の一の補助といいますが、このもとになる牛の価格を幾らに見込んで二分の一の補助をしようとするのか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

二十カ所の予算を提出して御可決をいたいわ  
けでございますが、この肉牛の繁殖についての意  
欲は現在相当広範囲に燃え上がつてきつあると  
いう段階でございまして、二十カ所の予算上の数  
に対しても二年後も三カ年百カ所  
として、現実にはその調整にやう頭を悩ましてお  
るという事情でござります。でござりますので、  
現在の予算措置によって少なくとも三カ年百カ所  
という繁殖育成センターの設置はこれを消化をす  
るという意味では問題はないものというふうに考  
えております。なお繁殖素牛の導入に対する利子  
負担の軽減を目的とする補助の一頭当たりの購入  
費単価は、予算上は五万円ということに相なつて  
おります。

○中村波男君 ちょっと質問に答えていただきな  
かったんですが、二十カ所つくるということです  
ね、その繁殖センターの経営規模といいますか、  
総事業費をどれぐらいに見て、具体的にはどうい  
ういわゆる経営内容を持つものと考えておるのか  
どうか。

○渡辺勘吉君 そのお答えいただく前に、私伺い  
たいのは、養豚センターというのは農協が経営主  
体でかなりやつておるわけですね。これは私の推  
定でありますけれども、全国を通観しますと、九  
割に近いものが独立採算で、計算をしまして赤字  
のはずであります。これは農林省、確認していま  
すか、その実態を。私は大体そういう推定をして  
いるのです。この種豚の増殖センターが九割程度  
が赤字であるということが事実であるかないか、  
私はこれが事実だとすれば、初年度として二十カ  
所やるんだ、しかし、これに対しても希望が多過ぎ  
る、これをこなすのにどれを断わるか困るとい  
ううれしい悲鳴をあげておられるようであります  
けれども、その農協にやらせるにあたって、これ  
からいろいろ具体的な答弁があると思うんだが、



そこで、農協に対しましては、これの助成をいたしますについては、農協が善意で事業を継続し、そしてその間に危険が生じた場合には、危険負担は自分でいたしますというところでございませんと、補助の対象にはいたしかねるのじゃないかというふうに考えております。で、農協と牛を借ります農家との間におきましては、一種の貸借契約を結んでもらうことにしておきましますが、その中の条件の一つとして、農家が善良な管理者の注意をもって飼育をいたしておりました。不可避の事故が起きる、あるいは繁殖障害等で経済的な利益が期待できないというような場合には、貸借関係の契約を解除をして返納をする、農協に返納するということができるようになりますが、その中の条件の一つとして、農家に貸しておきたい、また逆に、農協が、ある農家に貸しつけました場合に、その農家の管理、飼育の方法について、本来の目的を達成することができるようになりますが、それは一定の危険率だけは、思つておるのでございます。で、その場合に、何らかの危険が出るのでございますが、これは一定の危険率、從来の経験によります危険率だけは、五年目に農家に譲渡をするわけですが、そういうときには、農協としては全頭数に一定の危険率を加味したものを対価の内容として課する。いわば危険負担は導入せられた全農家において分担をするという思想を導入したらどうかというふうに考えております。

○中村波男君 もうすでに予算が通つておる段階で、まだ貸し付け要綱がきまつておらぬというのは、どうも怠慢だと思いますし、そういうやり方については、納得がいかぬわけであります、ぜひとと、早くつくついていただきて、それを示していただくなれば、予算審議は、予算は通つておりますけれども、われわれの審議する上において重要な資料であろうと思うわけであります。

それはそれといたしまして、次の寒冷地等家畜導入事業であります、これは四十一年度は四千頭、これも一頭が五万円と単価を見まして、二分

の一補助というふうになつておるわけであります。さらに統いて質問をしておきたいと思うのですが、肉用飼育素牛導入事業、これは四十四年ですが、肉用飼育素牛導入事業、これは四十四年であります。一度度二十万六千頭につき購入資金の二%を補助するということになつておりますが、この飼育用の素牛の単価をどういうふうに、どのようなものを飼育用として貸し付けるかということについて、具体的に説明をしていただきたいと思うわけであります。

○渡辺勘吉君 関連。ちょっととさかのぼって恐懼心ですが、繁殖育成センターで出たこどもは、これが農家へ売るわけですか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) ここで出ました牛、生まれました牛は、客観的に申せば半分は雌、半分は雄が出るわけです。で、生まれました雌牛をふやしていくうというのがねらいでござりますが、その配付の仕方としましては、農協の傘下の

化資金の対象になつておりますので、金融上の問題として片づける以外にはどうも私はむずかしいのではないかという感じを持っております。

○中村波男君 そこで、問題は小さいわけであります、繁殖育成センターの素牛と、農協が行なう農家に貸す素牛との予算単価が、九万円と、七万五千円に差をつけておられるということは、農協のやる素牛については適當なことはわかりませんが、いわゆる最高のものでなくとも二級品でも

○政府委員(檜垣徳太郎君) 家畜導入の場合の単価でございますが、繁殖素牛について、予算上五万円と一件事情で計算をいたしておるのでござりますけれども、繁殖用素牛については、これは事実上雌牛のこととございまして、肉用牛よりはやや価格的には強いのが普通でございます。そういう事情もござりますし、また、このことは将来の日本の肉牛資源というものの自身の動かす一つの要素になるわけでございますので、実はそういうふうな意味で検討の結果、この繁殖素牛の導入の場合については、それぞれの地域で若干子牛価格が違うのでございますが、七万五千円を限度として、地方農政局長の認定する購入単価までは容認をするということにいたしておるのでございます。あとの中冷地等特殊地帯に対する肉用素牛の導入に関する助成、これは県に対する助成でございますが、これは単価五万円。それから肉用肥育用素牛の導入の単価は四万五千円ということです。ございまして、これは御指摘のように、現在の子牛価格の水準から申しますと、単価が低いのでござりますが、この点は若干何といいますか、肉用に肥育をいたしまして、短期の肥育をいたす場合が多いのでござりますので、実は繁殖素牛の導入のように予算単価の弾力性が認められてないのでござります。これは私ども若干気にしておる点でございますけれども、明年度四十二年度以降にありますことは、実情に即するような単価ということで折衝いたしたいと思いますが、四十一年度の予算はただいま申し上げたような実情でござります。

農家に配付する、あるいは近隣の農家へ配付する  
ということに相なりますけれども、方法としまして  
は売り払いの方法で配付をする場合と、それが  
らいままで御説明しました繁殖素牛の導入事情の  
対象として、貸し付け方式をとるという場合も考  
えられると思います。

○渡辺勘吉君 そこで私伺いますが、これを売り  
渡すという場合ですね、その場合私はやはりそ  
買入れる農家の購入に対して、これも二分の一の  
の助成があつてしかるべきじゃないか、要するに、  
ほんとうに肉牛の増産をやっていくというたてば  
えをとるならば、これは予算を伴うからなかなか  
すなおな返事は出ないと思うが、あるいは少なく  
とも今後五年くらいはその借り入れ金利は政府で  
見るとか、そういうところまでこれは政策的に波  
及したものを考えるべきじゃないかと思うのです  
が、これはどうなんですか。

○政府委員(横垣徳太郎君) 個々の農家へ政府の  
助成によってできたセンターからの配付牛がいく  
わけですが、その際直接助成をするというのは、  
私は現在の国の補助の一一般的なルールから非常に  
困難であるというふうに思うのですが、さ  
先ほどの、ただいま申し上げましたように、繁殖  
素牛の導入事業、つまり農協が介在をいたしまし  
て農家へ貸し付ける場合の農協の金利負担を輕減  
するという措置は、これは結びつけ得られると思  
いますが、そうでない場合には、本年度から近代化  
資金の対象となることになりました育成期間中  
の経営経費というのは、これは近代化資金の対象  
になりました、また繁殖牛自身の購入費も近代化

よろしい、こういう考え方には予算の面からはなるべく得ぬと思うわけです。それからもう一つは、これは予算を獲得される技術ということもあるうと思いますが、五年先の分まで出すということは、これは予算上義務負担的な予算の使い方でありますて、適当ではないのであって、少なくとも来年から予算化される場合には、はつきりと一頭につきどれだけの補助というふうな形をとったほうがわざわざしくもないだろうし、はつきりするのではないか、こういうことも考えるわけであります。これは予算獲得の技術をもろうと思いまして、問題は、五分五厘の五カ年の二分の一の補助さらに単価が七万五千円ということになりますれば、現在の市況等から見まして、実際には五分五厘ではなくなるのではないか、こういうふうに考えるわけであります。そこで、午前中の局長の御説明でも、大体四十年度の子牛の平均単価が六万円くらいだったであろう、こういう御説明があつたように私は聞いたのであります。そこで、寒冷地等の牛については五万円という単価を見て、いらっしゃる、これは全く実態と合わない考え方といいますか、予算の単価が置かれているというふうに思われる。そこで、最近、各地の状況等を聞いてみると、政府の施策等の影響もありまして、子牛がどんどんと高くなつておる。私は、岐阜県の高山で三月末に子牛の初ぜりがありまして、その価格を見てその感を持て強くするのであります。

一千八百八十円、平均で九万八千五百九十九円になつておる。岐阜県はすらそういう価格になつておるのでありますから、少なくとも素牛として導入する子牛が九万円や七万五千円で実際に買えぬのではないか。そうなると事業量を減すのか、実質的には生産者団体の負担がふえるのか、県が負担をやすのか、こういう結果にならうと思うわけです。こういう現実の上に立つてこの予算を提出されたその後の経過から見て、これに対してもうお考えを持つていらっしゃるか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 繁殖センターに係養いたします素牛と、それから農協の導入いたします繁殖素牛の単価との違いには、これはそれになつております意味が違う、つまり対象となる雌牛の質差があるのが当然でございます。それから、七万五千円では低過ぎるのではないかというお話をございますが、これは私どもの考え方は、平均単価として七万五千円で、多少の弾力は当然あり得ると。先生の地元の高山で非常に高い値段が出ておるというお話をございますが、ちょっとそれは私どもとしては、少し高い地域に属するのではなかろうか。先日も、子牛の生産地帯としては日本で有数の島根県の職員を呼んで最近の傾向を聞いてみたんですが、七万五千円の単価、あるいは繁殖育成センターの九万円の単価で制度に乗る程度の牛は入る。ただ、子牛の単価につきましては、一体何カ月ものをやるのかということは、これはまた違つてくるわけでございま

す。でございますので、先生のお話になりましたのが何ヵ月後であるか、私どもの考え方は大体六ヵ月後、生後六ヵ月の子牛といふことで考えておるのでございまして、そういう点から不自然な価格と思わないでござります。ただ寒冷地等の導入の場合に、単価五万円、それから肥育用素牛の導入の場合の単価四万五千円というのは、これはもう正直申し上げまして、予算措置が子牛の価格の高騰に追つかなかつたということです。シャッポを脱がざるを得ないと思うのです。実

は、昨年度まで寒冷地については単価四万円、それから肥育用については三万八千円というのを、おそれぞれ五万円、四万五千円という程度に引き上げたということでございますが、これが、ただい申し上げましたように、現実からはかなり離れた単価になつておるということは私ども証明のしようがないのでございますが、四十一年度以降の努力ということで御了承をいただきたいと思います。

○中村波男君 そこで七万五千円見ておけばだいじょうぶだという説明であります、さらに今後この政策が具體化されていけば、また牛を飼えといふう奨励に進めば、私はとてもそれは飼えないのじゃないかと思いますが、これは経過を見てどちらの判断が、予測が正しかったということはわからうと思いますが、そこで私がお聞きしたいのは、市価とは離れて、もうかる和牛という観点から子牛の価格をどれくらいが妥当だといふうに見えていらっしゃるかどうか。したがつて、まだ大数が少ないからそういう操作はできませんけれども、繁殖センター等ができる牛を分譲する場合に、市価が非常に高いような場合にはそれを安く売つて価格を押えるというよくな——とても操作になりませんが、そういうことを考えておられるのかどうかということであります。

○中村波男君 まあ大体六万五千円ぐらいが適

であるうと、そこまであります。そこで、今度の予算と大きな矛盾がありますのは、さつきかぶるけれども、繁殖センター等ができる牛を分譲する場合に、市価が非常に高いような場合にはそれを安く売つて価格を押えるというよくな——とても操作になりませんが、そういうことを考えておられるのかどうかということであります。

○政府委員(檜垣徳太郎君) まあ大体六万五千円ぐらいが適

度であるうと、そこまであります。そこで、今度の予算と大きな矛盾がありますのは、さつきかぶるけれども、繁殖センター等ができる牛を分譲する場合に、市価が非常に高いような場合にはそれを安く売つて価格を押えるというよくな——とても操作になりませんが、そういうことを考えておられるのかどうか、それが、ただい申し上げましたように、現実からはかなり離れた単価になつておるということは私ども証明のしようがないのでございますが、四十一年度以降の努力ということで御了承をいただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) たいへんむずかしい御質問でございまして、実はそれを十分に立証するような現実のデータは乏しいのでございます。ただ、私どもも生産地の関係の県職員あるいは団体の人意見、それからその地帯における同様の意見、また、われわれがある程度抽象的に試算をしましたもの等をらみ合わせますと、子牛生産農家として生産の継続をし得る価格の水準といふのは、私どもの勘では、六万五千円ないし七万円程度の水準が保証をされるといいますか、そろ

いう水準が保持されれば、子牛生産の継続は可能なのではないかというふうに考えられます。また、その程度の水準の子牛価格を基礎にして飼育經營をいたしますならば、先ほど申し上げましたように相当地域の飼育經營は、これは安定的に經營ができるんではなかろうかというふうに見ています。

○中村波男君 まあ大体六万五千円ぐらいが適度であるうと、そこまであります。そこで、今度の予算と大きな矛盾がありますのは、さつきかぶるけれども、繁殖センター等ができる牛を分譲する場合に、市価が非常に高いような場合にはそれを安く売つて価格を押えるというよくな——とても操作になりませんが、そういうことを考えておられるのかどうか、それが、ただい申し上げましたように、現実からはかなり離れた単価になつておるということは私ども証明のしようがないのでございますが、四十一年度以降の努力ということで御了承をいただきたいと思います。

○政府委員(檜垣徳太郎君) これも非常に突っ込んで御質問でございまして、私ども実はそれを現段階で明確に答えるほど勉強が進んでおらないのでございます。お話しのように、日本の肉牛生産の現状、また、農業經營の現状から見まして、すべての肉牛生産農家が多頭飼養ということになり得るとは私も考えません。そういうことはなかなか現実できないこともあります。また、そのことはなんだ御質問でございまして、私ども実はそれを現段階で明確に答えるほど勉強が進んでおらないのでございます。お話しのように、日本の肉牛生産の現状、また、農業經營の現状から見まして、すべての肉牛生産農家が多頭飼養ということになり得るとは私も考えません。そういうことはなかなか現実できないこともあります。また、そのことは

で二頭、三頭の野草を中心とした飼育というものが相当考えていくべきではないかと、そういう立場に立つて、しかばねそういう飼養形態を進めべきであるならば、どういう形のいわゆる飼養形態がなされしかるべきじゃないかと思うわけであります。大ざっぱに言つて、どのようにして飼養形態の場から三百五十万頭をとらえておられるのかどうか、これをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) これらも非常に突っ込んで御質問でございまして、私ども実はそれを現段階で明確に答えるほど勉強が進んでおらないのでございます。お話しのように、日本の肉牛生産の現状、また、農業經營の現状から見まして、山村振興の立場から見まして、すべての肉牛生産農家が多頭飼養ということになり得るとは私も考えません。そういうことはなかなか現実できないこともあります。また、そのことは

急速に進むのではないかというふうに考えております。ただ、これはよけいなことになりますが、米作地帯において、かつて役用として必要ななくなったということで牛を手放しました農家が、また地力保全の見地、あるいは農場残滓の処理の見地というものが、また牛を求めるという傾向が出てきておるのでございまして、日本の農業経営の観点から申せば、そのような肉用牛使用という形も忘却するわけにはまいらないのではないかとうふうに思っております。

○國務大臣(坂田英一君) 中村委員のいま御質問のようなことは、非常に大切であると思います。ただ、現在の行政からまいりますと、むしろそれが逆行しておるような実態でありますことは非常に残念でございますが、これらについても科学的な方向によつてその結びつきができるべくへんかつこうなことだと思います。私いたしましては検討中でござります。

○中村波男君 そこで、私は今度の対策なり予算を見て、大きな抜け穴があるということを強く感ずるのであります。さつきから何度も強調しましたように、奨励しなくとも採算が合う、収益性が高いという和牛の形態が生まれてくるならば、ひとりでに牛はあるえると思うのです。問題は採算が合わないということであります。また、今までの政府の政策等から、農民が大きな不信感を持つておる、酪農にしても、鶏にしても、豚にしても、価

るのか。これにメスを入れることをまず考えなければなりません。な対策があるならばお示しいただきたい。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 御指摘のように、食肉の流通過程においては、それぞれの段階で相当の経費がかかり、あるいはマージンが加わりまして、末端の価格ではかなりの高い数字が出ているところでございます。で、いま先生がお話しになりましたことは別の観点から申し上げますと、大体牛肉につきましては、屠体になりましたのがすべてで販売されたものの総価格というものを一〇〇とするとということにいたしますと、農家の庭牛から集荷をされて、卸売りの段階までの約一一%というものが加わってまいり、仲買い及び小売りの段階で約二七%というようなものが、この価格構成の中に入ってくるわけでございます。でござりますので、この数字から見ますと、農家庭先の

それから、最もコストがかかります部分、あるいは値段が上がります部分は、小売り段階でございます。まして、これは実は世間でごらんになつてゐるほどもうけているのではなきそうでございます。これは一つは肉から骨をはずすという特殊の技術、これは非常に手間がかかります、そういう技能のある者がだんだん減つて非常に困つてゐるというのが、小売りの段階の問題なのでございます。しかも、牛肉の需要が伸びてはおりますが、一店当たりの販売量というものはそんなにあえない。鳥とか豚や卵のようにふえてないわけであります。そういうことから人件費の負荷が非常にかかるおるということでございますので、私どもも「三日前から——正確に申すべきでございますが、たしか三十八年から肉の小売り商が共同で食肉の処理をする、骨をはずし、あるいはスライスをすると

るという保証をしなければならないのでありますて、そういう点では、流通機構にもつともと政府の強力な施策というものが必要であり、そのため、今後さらに一そاع力を入れていただかなければ根本的な解決はほど遠いものがあるのでないかというふうに思うわけであります。そこでお伺いしておきたいと思いまますのは、資料で渡辺先生から要要求がありますから、お出しいただけると思うのであります。輸入予定をとりあげず四十一年度はどうくらいにおいていらっしゃるかお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 渡辺先生からの要求のございました資料の上で、どうしてもこれは明らかにせざるを得ないわけでございますが、現在までは輸出国等の事情もございまして、輸入の数量はかんべんしてもらいたいといってまいったのであります。この法律が通りまして、事業団が

価格は約六一〇%ぐらいになるということになりました。まして、これをいかに流通過程の経費を節減するかという問題につきましては、第一には、やはりいまの食肉——なんざく牛肉の流通といふものは、農協の共同販売体制というものに入れられて、いるものはきわめて少ないのでございます。で、今後やはり生牛から枝肉までの過程におきましては、農協の共同販売に乗せていくということになりましたが、まず第一に大事なことであろうというふうに思つておるわけでござります。で、さらに生牛——なま牛を消費地に輸送いたしまして、屠殺場で殺して枝肉にし、それを小売り段階で精肉するというルートにつきましても、産地で枝肉にして、枝肉輸送をするということを推進をしてまいりたい、現在までそういうことのために約三十ヵ所の食肉センターを、肉畜の生産地域に助成をして設置をいたしているのでござりますが、豚肉については相当その点がうまく進んでいるのであります。が、遺憾ながら牛肉はそういう実績が進んでないでござります。で、今後も産地における枝肉への処理施設、食肉センターというものの整備を進めてまいりたいというふうに考えている

めたいということで、助成をしてまいりておるの  
でございます。さらにもう一つは、従来肉の小売業  
で、食肉の流通の合理化についての指導の手がな  
りの組織がなかつたわけでございます。本年の三  
月に初めて、食肉販売業者の全国團体も出てまい  
りましたので、今後食肉流通についての合理化の  
問題は、それらの團体の指導を通じて進めてまい  
りたいというふうに考えておる次第でございま  
す。

○中村波男君 何かやつておるとおっしゃいます  
けれども、実績があがつておらない。したがつ  
て、わかつちやいるけどやらないというよくな  
果になつておると思うわけでありますが、たとえ  
て申し上げますならば、最近豚肉の卸価格がぐん  
ぐんと下がつてきた。しかし、実際に小売り価格  
といふのは卸価格が下がつたと同じ比率では下  
がつておらない。こういう点も現実の問題であり  
まして、これは豚肉の例であつて、牛肉でも同じじ  
だというふうに考えるわけであります。したがつ  
て、奨励するからには必ず引き合ひ、採算がとれ

活動を始めるということになりますと、もうそぞうも秘匿をいたしましても意味がないというふうに思われますので、いずれ正式には書類で資料として提出いたしますが、昭和三十九年なり、あるいは四十年の牛肉の供給量の程度はやはり供給すべきであるという前提に立ちますと、輸入量は二万トンは少なくとも必要である。あるいは三万トン、二万トンないし三万トンというふうな数字になるのではないかというふうに考えております。

○中村波男君 そこで、当分は需給のバランスを保つためには輸入肉にまたなければならないと思うわけでありまして、さらに一万トンが二万トン、二万五千トンというふうに、当分はふえていくことは明らかだと思うわけです。そこでお尋ねしたいのは、從来日本は豪州、ニュージーランド等から輸入をされてきておりますが、これらの中の國の外國への輸出量にも限度があると思いますし、世界的に食肉が不足しておる状況の中で、はたしてこの二カ国にたよって安定した肉の輸入ができるかどうかということについて

そこで私がお尋ねしたいのは、お隣の中華人民共和国は、私もかつて視察をしたことがありますが、年々牧畜が発達をいたしまして、今日世界各国で三十万トンから四十万トンの大量の食肉輸入をしておる。価格もほかの輸出國に比べまして格安であるということははつきりしております。したがって、最も近い中國から、安くして、また安定した輸入ができるということになりますならば、この辺で踏み切るべきではないか、こう思うわけであります。しかし、今まで農林省は口蹄疫の關係で特に慎重に、見向きもしてこなかつたと思うわけであります。が、聞くところによる例があるのでありまして、そういう國の牛肉がどんどんと外國へ出ておることから考へ、また口蹄疫といふものの立場からいいうならば、日本だけで

なしに、外國におきましても慎重に考えておるぞうと思うわけであります。口蹄疫というものは、最近の情報ではほとんど、いな完全に中国では絶滅したといわれておるわけでありまして、一つは、一方のサルモネラB菌とかいて、チフス菌はたしかサルモネラB菌といつて、チフス菌は絶滅したといわれておるわけであります。これは拳に輸入しなさいといつても踏み切れぬかもわかれます。が、その後さらに、昨年農林省の前動に、衛生の専門家が一度視察をしてまつたのであります。が、その後さらに、昨年農林省の前動として提出いたしますが、昭和三十九年なり、あるいは四十年の牛肉の供給量の程度はやはり供給すべきであるという前提に立ちますと、輸入量は二万トンは少なくとも必要である。あるいは三万

トン、二万トンないし三万トンというふうな数字になるのではないかというふうに考えておりま

す。

○政府委員(檜垣徳太郎君) いまの御質問の点につきまして、私から事務的にまずお答えを申し上げたいと思います。

お話しの前提となりました豪州、ニュージーラ

ンドからの輸入肉で将来安定的に入るかどうか

を聞いておられるようですが、資料でもお示しを

いたしておりますように、両国あわせての輸出量

は、年間四十万トン程度でございます。しかも、

それは歐州の西ドイツ、イギリス、イタリア、そ

れからアメリカというような国が從来から長い取

引をもつてつながなつておるのでございまして、

しかも両国とも肉牛の生産の増大は非常に努力を

しておるようでございますが、これも即効のない

ものでございますから、急速に輸出量の増大は期

待できない状況にござります。でございまして、

私は正直に申し上げまして、両国からの輸入

で安定的な輸入ができる、あるいは安定的な価格

で輸入ができるかということは、そこぶる疑問で

あると思っております。したがって、牛肉の輸入

ソースについても、日本の国情として許されると

ころについては、できるだけ輸入ソースを広げて

おこなうことがいろいろな面で有利である、また安全

であるというふうに考えておるのでございま

す。

○政府委員(檜垣徳太郎君) サルモネラ菌の問題

は、実は私はもともと技術専門家であります

ので、わからぬのでございますが、経緯と、私の

知る範囲でお答え申し上げますと、サルモネラ菌

というのはおよそこの地上で最も種類及び数の多

い微生物だそうでござります。一千数種類のもの

があるということでござりますので、実はサルモ

ネラ菌全体を衛生上それほど真剣に、深刻に危険

がいるものはないもののように聞いておるわけでござります。過般、アルゼンチン産の馬肉につい

て、厚生省の検査の結果発見されましたサルモネラ菌は二種類ございまして、一方のサルモネラ菌

は絶滅したといわれておるわけでありまして、一

つは、最近の情報ではほとんど、いな完全に中国で

期間統一おるのでござります。で、私が赴任前

に、衛生の専門家が一度視察をしてまつたので

ござりますが、その後さらに、昨年農林省の前動

として提出いたしますが、昭和三十九年なり、あ

るいは四十年の牛肉の供給量の程度はやはり供給

すべきであるという前提に立ちますと、輸入量は

二万トンは少なくとも必要である。あるいは三万

トン、二万トンないし三万トンというふうな数字

になるのではないかというふうに考えておりま

す。

○中村波男君 そこで、当分は需給のバランスを

保つためには輸入肉にまたなければならないと思

うわけでありまして、さらに一万トンが二万ト

ン、二万五千トンというふうに、当分はふえてい

くことは明らかだと思うわけです。そこで

お尋ねしたいのは、從来日本は豪州、ニュージー

ランド等から輸入をされてきておるのであります

が、これらの國の外國への輸出量にも限度がある

と思いますし、世界的に食肉が不足しておる状況

の中で、はたしてこの二カ国にたよって安定した

肉の輸入ができるかどうかといふことについて

は、考えておくべき段階にきておるのではないか

というふうに思うわけであります。

そこで私がお尋ねしたいのは、お隣の中華人民

共和国は、私もかつて視察をしたことあります

が、年々牧畜が発達をいたしまして、今日世界各國

で三十万トンから四十万トンの大量の食肉輸入をしておる。価格もほかの輸出國に比べまして格安で

あるということははつきりしております。したがって、最も近い中國から、安くして、また安定した輸入ができるといふこと

が、年々牧畜が発達をいたしまして、今日世界各國で三十万トンから四十万トンの大量の食肉輸入をしておる。価格もほかの輸出國に比べまして格安であります。したがって、最も近い中國から、安くして、また安定した輸入ができるといふこと

が、年々牧畜が発達をいたしまして、今日世界各國

で三十万トンから四十万トンの大量の食肉輸入をしておる。価格もほかの輸出

は私は、豪州、ニュージーランドのものについて  
は、サルモネラ菌についての共済の必要性はありません  
りないと思うのでございますが、それ以外の地域  
からの輸入フリーになつておりますマトンであり  
ますとか、あるいは馬肉のようなものが輸入をさ  
れておりまして、それについては大体共通の、同  
一の商社が共通に取り扱つておるわけでございま  
す。でござりますので、先般起こりましたような  
サルモネラの汚染のケースが出来ますと、一社に  
とつてたいへんな経済的な打撃を受けるわけでござ  
りますので、それを共済する意味の保険をやつ  
ておるというとのようでござります。で、私は  
全体としては、あるいはそれも一つの知恵ではあ  
るうかと思いますが、なおよく調査をして、適当  
な指導をしたい、というふうに思います。

いたしたい、こう思うわけであります。

○渡辺勘吉君 サルモネラ菌は、少なくとも牛肉については今後といえども検査をする必要がないと、厚生省では明言しておるやに聞くのですが、その点はどうですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 私も先ほどから申し上げておりますように、およそ牛肉についてはサルモネラ菌の検査をする必要なしということはあり得ないと思うのであります。ただ、豪州、ニュージーランドの牛肉は、これは世界的にも非常に衛生的な処理をされているから、サルモネラ菌汚染の危険性は非常に少ない、ほとんど過去の実例ではなかつたということでありまして、私はやっぱり、保健衛生の立場からどう判断されるかは別にして、牛肉であるから検査の必要はないというようなことはあり得ないと思います。

○渡辺勘吉君 そうしますと、焦点をしぼつて、ニュージーランドあるいはオーストラリアから輸入する場合については検査の必要がないと農林当局は考える、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 食品衛生の問題でございますので、私はどうもこれに責任のあるお答えはいたしかねるのでございますが、少なくとも汚染の危険性の多いような地域からの輸入のよな総合口検査というような必要は私はないのじゃないか、一種の抜き取り検査的なサンプル検査で十分なのではないだろうかという感じがいたしました。

○渡辺勘吉君 そうしますと、来年、一体、ニュージーランドとオーストラリアからどれだけの輸入を見込んでいますか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 後ほど書類をもつて提出をいたしたいと思ひますが、牛肉の輸入は、少なくとも来年度は、中共の問題を別にいたしまして、豪州、ニュージーランド以外には期待できないのであります。そういう意味で、出ます計画の数字は、大体豪州、ニュージーランドと御理解願つてけつこうだと思いますが、ただいま申し上

申せば、少なくとも二万トンの輸入は必要である、あるいは三万トン程度の輸入をしなければ需給のつじつまが合わないかもしないということ、で、二万トンないし三万トンというふうにお答えをいたしたのでございます。

○渡辺勘吉君 次の機会に、厚生省の担当責任者も呼んで聞かなきゃならぬ問題の一つですが、かりに三万トンといたしますと、現在、日食協で差引いているのが一キロ十一円です。そうすると三億三千万といふものが、筋の通らないものが保留されておる。これは日食協の、具体的に私が要求した資料の提出によつて明らかになるでしょう。とつていなければとつていい、とつておれば、その数字がキロ十一円を確保しておるはず、それの収入はあいまいにすべきものじゃないから、いずれ先ほど要求した資料にもこれは関係しますし、衛生当局の見解も聞きまして、やはりこれは、きょうのわれわれの段階では、要求した資料の整備がなければ、これ以上質問ができないと思ひますので、私も関連はこの程度にいたしました。

○政府委員(檜垣徳太郎君) キロ十一円というものは、ちょっと私もわかりかねるのでございますが、従来私どもの報告を得ておりますのは、日食協の特別会費として金額の〇・四%というものを徴収しておるということに相なつておりますので、肉の値段のいかんによりましては、先生のおおつしやつたような金額になるかとも想像されます。ただ、申し上げておきたいと思いますのは、事業団が輸入をいたします分については、そういうものを日食協へ納める必要もないし、また、そういう考えは毛頭持っておりません。

○渡辺勘吉君 たしか私の言う十一円というのは、商社扱いの要素に入っているはずです。一定の手数料三%のほかに、サルモネラ対策としてキロ十一円取っているということになると、これがニュージーランド、オーストラリアから大部分を輸入することですから、キロ十一円となると、こ

請願者 千葉県印旛郡四街道町和田五七四  
街町旭農業協同組合長 萩原定治  
外四百二十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三二号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三三号 昭和四十一年三月十八日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡美里村大字白石九四〇  
新井富士重外九十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三六号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 愛知県豊川市牛久保町一見塚一八  
外百四十四名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡妙高村大字関山関  
名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 山農業協同組合内 高橋繁信外十  
治一外千二百七十七名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県安房郡丸山町岩糸一、五〇  
一ノ一丸山農業協同組合長 山口

紹介議員 木澤 一郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県市原市西芝一ノ五六五銚子  
市農業協同組合長 宮内英司外八  
百一十九名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県安房郡千倉町牧田一六四千  
倉町健田農業協同組合長 青木太

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県君津郡天羽町天羽町農業共  
同組合長 斎藤栄外十名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三三七号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 長崎市出島町一ノ二〇長崎県農業  
協同組合中央会長 真崎今一郎

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三五六号 昭和四十一年三月十九日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市垂水区神出町神出農業協同組合内 福島秀雄外三十七名

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

外三千五百九十五名  
紹介議員 久保 勘一君  
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三六四号 昭和四十一年三月二十二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(三通)

請願者 兵庫県城崎郡竹野町三原農業協同  
組合長 田村源一外五十二名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三六五号 昭和四十一年三月二十一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(二十六通)

請願者 静岡県磐田市中泉六〇四ノ一磐田  
市農業協同組合長 竹山祐太郎外

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三六六号 昭和四十一年三月二十一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 千九十一名  
紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三六七号 昭和四十一年三月二十二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 中野 文門君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三七二号 昭和四十一年三月二十二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 東京都八王子市川口町九〇八八  
王子市川口農業協同組合長 木代

新一外百六十名

紹介議員 石井 桂君  
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三七三号 昭和四十一年三月二十三日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 千葉県山武郡成東町南郷農業協同  
組合長 石橋正雄外二百二十七名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三八五号 昭和四十一年三月二十三日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町九四群馬県農  
業協同組合中央会内 柿沼良作外

紹介議員 丸茂 重貢君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三八六号 昭和四十一年三月二十三日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(一通)

請願者 新潟県高田市本町二ノ一二六高田  
市農業協同組合長 山本秀治外二

紹介議員 佐藤 英男君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三八七号 昭和四十一年三月二十三日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 江藤 智君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三八八号 昭和四十一年三月二十三日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 山口県熊毛郡熊毛町熊毛町農業  
組合長 国重周助外六十六名

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一三九〇号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(四通)

請願者 埼玉県浦和市元町三ノ一一浦和  
市農業協同組合長 金森一外二百

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三九一号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 山口県下関市武久一〇〇幡生農業  
協同組合長 安田耕作外六十七名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一三九二号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 静岡県賀茂郡東伊豆町稻取四〇〇  
ノ一伊豆東農業協同組合長 土屋

紹介議員 稲石 祐幸君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三九三号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三九四号 昭和四十一年三月十九日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 秋田県大曲市花館下袋 三浦与助  
外十七名

紹介議員 鈴木 善君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一三九五号 昭和四十一年三月十九日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 名古屋市昭和区天白町大字島田字

石葉篠九〇天白農業協同組合長  
加藤定外三十一名

紹介議員 八木 一郎君  
益治外百五十一名

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四〇四号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(十五通)

請願者 埼玉県浦和市元町三ノ一一浦和

市農業協同組合長 金森一外二百

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四〇五号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願(四通)

請願者 山口県下関市武久一〇〇幡生農業  
協同組合長 安田耕作外六十七名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一四〇六号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 静岡県賀茂郡東伊豆町稻取四〇〇  
ノ一伊豆東農業協同組合長 土屋

紹介議員 稲石 祐幸君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四〇七号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四〇八号 昭和四十一年三月二十四日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 秋田県大曲市花館下袋 三浦与助  
外十七名

紹介議員 鈴木 善君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四〇九号 昭和四十一年三月十九日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願

請願者 秋田県大曲市花館下袋 三浦与助  
外十七名

紹介議員 鈴木 善君

食糧自給を放棄した農業基本法の体制改革等に關する請願

請願者 秋田県大曲市花館下袋 三浦与助  
外十七名

紹介議員 鈴木 善君

出かせざるために、左記事項の実現を図られた  
い。

一、食糧自給を放棄した農業基本法体制をやめること。

二、出かせぎしないですむ農政を確立すること。

三、政府は責任をもつて出かせぎ者のいさいの不安をなくすこと。

四、政府は責任をもつて留守家族のいさいの不安をなくすこと。

五、賃金不払いをなくす法律をつくること。

六、郷土に仕事を与え、地域差をなくすこと。

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)  
第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十三条の二」に改める。  
第十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。  
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の 等級	標準給与の 月額	給与月額
第一級	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円未満
第二級	八、〇〇〇円以上	九、〇〇〇円以上
第三級	九、〇〇〇円以上	一〇、〇〇〇円以上
第四級	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円以上
第五級	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円以上
第六級	一二、〇〇〇円以上	一三、〇〇〇円以上
第七級	一三、〇〇〇円以上	一四、〇〇〇円以上
第八級	一四、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円以上
第九級	一五、〇〇〇円以上	一六、〇〇〇円以上
第十級	一六、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円以上
第十一級	一七、〇〇〇円以上	一八、〇〇〇円以上
第十二級	一八、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円以上
第十三級	一九、〇〇〇円以上	二〇、〇〇〇円以上
第十四級	二〇、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円以上
第十五級	二一、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円以上
第十六級	二二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円以上
第十七級	二三、〇〇〇円以上	二四、〇〇〇円以上
第十八級	二四、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円以上
第十九級	二五、〇〇〇円以上	二六、〇〇〇円以上
第二十九級	二六、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円以上
第三十級	二七、〇〇〇円以上	二八、〇〇〇円以上
第三十一級	二八、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円以上
第三十二級	二九、〇〇〇円以上	三〇、〇〇〇円以上
第三十三級	三〇、〇〇〇円以上	三一、〇〇〇円以上
第一級	三一、〇〇〇円以上	三二、〇〇〇円以上
第二級	三二、〇〇〇円以上	三三、〇〇〇円以上
第三級	三三、〇〇〇円以上	三四、〇〇〇円以上
第四級	三四、〇〇〇円以上	三五、〇〇〇円以上
第五級	三五、〇〇〇円以上	三六、〇〇〇円以上
第六級	三六、〇〇〇円以上	三七、〇〇〇円以上
第七級	三七、〇〇〇円以上	三八、〇〇〇円以上
第八級	三八、〇〇〇円以上	三九、〇〇〇円以上
第九級	三九、〇〇〇円以上	四五、〇〇〇円以上
第十級	四五、〇〇〇円以上	四五、〇〇〇円未満
第十一級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十二級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十三級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十四級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十五級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十六級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十七級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十八級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第十九級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第二十九級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第三十級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第三十一級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第三十二級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
第三十三級	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満

第二十三条の二第一項及び第三項中「退職年金」の下に「又は減額退職年金」を加える。

第三十七条第一項中「退職年金を受ける権利を有する者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改める。

第三十七条の二第六項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の二条を加える。

### (減額退職年金)

第三十七条の二退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の死亡に至るまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

3 前条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金に準用する。

4 前項において準用する前条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数につき百分の一・五を加え、これを再び退職した当時の平均標準給与の年額に乘じて得た額とする。この場合においては、同条第二項後段及び第三項の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、同項及び同項において準用する前条第一項後段中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳とその再び退職した月の末日ににおけるその者の年齢との差に相当する年数一につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の二第二

五項」を「第三十七条の三第五項」に改める。

第四十四条第四項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第四十六条第一項第一号中「退職年金を受けた者については、」を「減額退職年金の支給を受けていた者についてはその減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他者の者及び組合員となつていていた者については「障害年金」を「減額退職年金及び障害年金」に改める。

第四章中第五十三条の次に次の二条を加える。  
(事業の委託)  
第五十三条の二 組合は、前条に規定する事業の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。  
第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。  
第七十条に次の二条を加える。

2 第五十三条の二の規定は、前項第五号の方法による業務上の余裕金の運用の業務に準用する。

第七十二条第一項中「第七十条第三号」を「第七十条第一項第二号」に改める。

第七十四条第一項中「組合に対し」を「組合若しくは第五十三条の二第一項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し」に、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次の二条を加える。  
ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第八十条第二項中「組合の役員」を「組合又は受託者の役員」に、「業務又は財産」を「業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産」に、「組合に對して」を「組合又は受託者に對して」に改める。

第八十一条第四号中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一一部改正)  
第一条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のようにより改正する。

附則第四条第四号を次のように改める。  
四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の年額(その額が新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額より少ないとときは、その年額とする。)をいう。  
(從前の退職年金等の額の特例)

第五条の二 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は、遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、それぞれその額を、旧法の平均標準給与の月額又は旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、それぞれ、旧法第三十九条又は第四十五条の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において、その算定された額が六万円より少ないときは、六万円とする。

附則第十四条に次の一項を加える。  
二 附則第十二条第三項の規定は、前項の旧法第三十九条の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五条に次の二条を加える。  
1 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の從前の障害年金の額に準用する。

2 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の從前の退職年金等の額の特例

(施行期日)  
附則

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

5 第二項及び前項の從前の退職年金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とする。

附則第八条中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の三第二項」に改める。  
(第三十七条の三第二項)を「第三十七条の三第三項」に改める。  
附則第十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二条を加える。

3 前項の旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、それぞれ、旧法第三十九条又は第四十五条の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において、その算定された額が六万円より少ないときは、六万円とする。

附則第十四条に次の一項を加える。  
二 附則第十二条第三項の規定は、前項の旧法第三十九条の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五条に次の二条を加える。  
1 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の從前の障害年金の額に準用する。

2 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の從前の退職年金等の額の特例

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

第四条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、次条に規定するもの及び第六条の政令で規定するもののほか、なお従前の例による。

第五条 施行日前に給付事由が生じた給付の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、更新組合員に係るものについて

は、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業

団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新改正法」という。)附則第四条、第七条第五項(新改正法附則第十五条第五項(新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。)及び

第二十条において準用する場合を含む。)又は第

は、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」とい

う。第二十条第一項の規定の例による。)

規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日前に職員になつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定す

る。

(更新組合員で再退職するものに係る減額退職年金の額の改定に関する経過措置)

三条 新法第三十七条の二第三項において準用する新法第三十七条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額であつて、更新組合員(改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「旧改正法」という。)附則第四条第三号の更新組合員をいい、旧改正法附則第二十条各号に掲げる者を含む。以下同じ。)

第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより計算した割合をもつて同条第四項に規定する割合とし、同項及び同条第五項の規定の例により算定した額とする。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

第四条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、次条に規定するもの及び第六条の政令で規定するもののほか、なお従前の例による。

第五条 施行日前に給付事由が生じた給付の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族

年金であつて、更新組合員に係るものについて

は、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業

団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新改正法」という。)附則第四条、第七条第五項(新改正法附則第十五条第五項(新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。)及び

第二十条において準用する場合を含む。)又は第

二十条において準用する場合を含む。)又は第

二十条において準用する場合を含む。)又は第

十二条第三項本文（障害年金に係る部分に限る）ものとし、新改正法附則第十四条第二項において準用する場合を含む）の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

前項の規定による改定額が次の各号に掲げる

年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないとときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、組合員期間（新改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間と同条第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。）が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円

二 遺族年金 三万円

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のよう改定する。

第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」と改める。

四月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、牛乳の学校給食の実施に伴い、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する措置について必要な事項を定めるものとする。

（学校給食用の牛乳の供給の確保）

第二条 国及び地方公共団体は、学校給食（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の用に供する牛乳（同法第四条第一項の乳製品を含む。第五条を除き以下同じ。）の円滑な供給が確保されるよう努めなければならない。

（学校給食用の牛乳の無償給付）

第三条 国は、毎会計年度、学校給食の用に供する牛乳を買入れ、公立又は私立の義務教育諸学校（学校給食法第三条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。）の設置者に無償で給付するものとする。

（学校給食用の牛乳の買入れ及び給付に関する計画）

第四条 農林大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、文部大臣と協議して、学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に関する計画を定めなければならぬ。

（買入価格）

第五条 国が第三条の規定により買入れる学校給食の用に供する牛乳又は学校給食法第四条第二項の乳製品の買入価格は、次の各号に掲げる価格とする。

一 牛乳については、生乳の生産者価格に処理及び販売に要する標準的な費用を加えて得た額を基準として農林大臣が定める価格

二 乳製品については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）のものにあつては農林大臣が定める価格

前項の生乳の生産者価格は、政令で定めると

ころにより、生産される生乳の相当部分が飲用に供される生乳であると認められる地域における生乳の生産費を基礎とし、物価その他の経済事情を参考し、生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める。この場合において、生乳の生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に從事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

（施行期日）

第三条 この法律は、学校給食法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第五条第四項、第八項及び第九項並びに次項及び附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

第六条 買入価格等の決定に関する手続は、この法律の施行前においても行なうことができる。

第七条 この法律の施行後遅滞なく」とする。

第八条 昭和四十一年度の買入価格等の決定については、同条中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 第四項及び第五項の規定は、前項の規定により必要があるときは、買入価格等を改定することができる。

第十条 農林大臣は、物価その他の経済事情の変動により必要があるときは、買入価格等を改定することができる。

第十一条 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による買入価格等の改定について準用する。

第十二条 農産物価格審議会は、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第七条第二項に規定する事項のほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

第十三条 農産物価格審議会は、畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第七条第三項に規定する事項のほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

第十四条 農産物価格審議会は、畜産物の価格安定等に関する法律第七条第三項に規定する事項のほか、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（生乳生産者団体からの優先買入れ）

第十五条 国は、第三条の規定による学校給食の用に供する牛乳の買入れについては、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）からの買入れを優先的に行なうものとする。

（国の補助）

第七条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生乳生産者団体に対し、学校給食の用に供する牛乳の供給の円滑化を図るために必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費について、その三分の一を補助するものとする。

## 附 則

第一条 この法律は、大正十年法律第三十七号の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

第二条 第一条中「以下農産物等ト謂フ」の下に「学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法（昭和四十一年法律第 号）第三条ノ規定ニ依り政府ノ買入ルル牛乳（以下学校給食用牛乳ト謂フ）」を加える。

第三条 第二条、第三条及び第四条の三中「農産物等」の下に「学校給食用牛乳勘定」を加える。

第四条 第六条ノ二ノ二を第六条ノ二ノ三とし、第六条ノ二の次に次の二条を加える。

第六条ノ二ノ二 学校給食用牛乳勘定ニ於テハ

一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雜収入ヲ以

テ其ノ歳入トシ学校給食用牛乳ノ買入代金、

学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ関スル諸費、

業務勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其

ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル

所ニ依リ学校給食用牛乳ノ買入及給付ニ関ス

ル経費ニ充ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルル

モノトス

第六条ノ三中「農産物等安定勘定」の下に「、

学校給食用牛乳勘定」を加える。

第六条ノ九中「農産物等」の下に「、学校給食

用牛乳」を加える。

第八条ノ四ノ二中「輸入飼料勘定ニ付テハ」

を「学校給食用牛乳勘定及輸入飼料勘定ニ付

テハ夫々」に改める。

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規

定)

6 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和四十一年度分以降の予算について適用し、昭和四十一年度分以前の予算については、なお從前の例による。

7 食糧管理特別会計法第六条ノ八第二項第二号又は第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前年度又は前年度に係る書類については、昭和四十二年度分(前年度に係る当該書類については、昭和四十三年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかるわざず、なお從前の例による。

8 昭和四十一年三月三十一日における一般会計に所属する資産及び負債でこの法律に基づいて行なう学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び給付に係るものは、政令で定めるところにより、食糧管理特別会計の学校給食用牛乳勘定に帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)  
9 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号の四の次に次の一号を加える。

四十七の五 学校給食の用に供する牛乳の供

給等に關する特別措置法(昭和四十一年法

律第一号)の規定に基づき、学校給食の

用に供する牛乳の買入れ及び給付を行なうこと。

第三十四条第一項の表畜産物価格審議会の項

中「及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十一年法律第百十二号)」を「加工原

料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十一年法律第百十二号)及び学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法」に改める。

第五十条に次の一号を加える。

第五十一条に次の一號を加える。

第十(酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の三・第二十四条の三の四」を「第二十四条の三・第二十四条の三の二」に改める。

(酪農振興法の一部改正)

七 学校給食の用に供する牛乳の買入れ及び

給付に關すること。

(学校給食の牛乳の無償給付)

第二十四条の三の二から第二十四条の三の四までを次のよう改める。

(学校給食の牛乳の無償給付)

第二十四条の三の二から第二十四条の三の四までを次のように改める。

見込みである。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に

関する請願(第一四一四号)(第一四二三号)

(第一四三五号)(第一四三七号)(第一四三

八号)(第一四三九号)(第一四四三号)(第一

一四四七号)(第一四四八号)(第一四四五〇

号)(第一四七六号)(第一四八三号)(第一

四九九号)(第一五〇〇号)

一、土地改良区の職員給及び事務費國庫補助等

に関する請願(第一四一五号)(第一四三六

号)(第一四七六号)(第一四八三号)(第一

四九九号)(第一五〇〇号)

一、国有林野の活用に関する特別措置法制定実

現に関する請願(第一五一四号)

一、養豚振興に関する請願(第一四一六号)

一、農地管理事業團法案成立促進に関する請願

(第一五一五号)

第一四一四号 昭和四十一年三月二十五日受理

農林漁業團体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 千葉県館山市北条二、〇一三館山

市農業協同組合長 山崎勝平外三

百九十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

請願者 千葉県勝浦市植野五六五勝浦市上

野農業協同組合長 吉野信之外四

百一十六名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四一四号 昭和四十一年三月二十五日受理

農林漁業團体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 千葉市高根町九六三ノ四泉町農業

共済組合内 高橋英雄外十九名

百九十名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四一四号 昭和四十一年三月二十五日受理

農林漁業團体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼町一ノ四二〇

習志野市農業協同組合長 三代川

開作外二百二十三名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四一四号 昭和四十一年三月二十五日受理

農林漁業團体職員共済組合法の一部改正に関する

請願

農林漁業團体職員共済組合法の一部改正に関する  
請願 請願者 東京都板橋区上板橋二ノ一八ノ一  
外二百八十六名 紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

紹介議員 一木 謙吾君  
百七十三名  
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第一四四七号 昭和四十一年三月二十八日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願  
請願者 知県土地改良事業団体連合会会員  
名古屋市西区花ノ木町一ノ一一愛長 丹羽兵助外十五名  
紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一四五八号 昭和四十一年三月二十八日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願  
請願者 埼玉県大里郡妻沼町大字弥藤吾一  
紹介議員 土屋 義彦君  
五 塚田茂外四百四十六名

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
第一四五八号 昭和四十一年三月二十八日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願  
請願者 (十五通)

請願者 埼玉県大里郡妻沼町大字弥藤吾一

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
第一四五九号 昭和四十一年三月三十日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願  
請願者 埼玉県入間郡富士見町大字水子  
名 四、三六九 萩島新一外百四十九  
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
第一五〇〇号 昭和四十一年三月三十日受理  
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市大字南元宿二一〇土合農業協同組合長 大室太郎外六十二名  
紹介議員 土屋 義彦君

三、しかしながら、本県土地改良区も、近時經濟の高度成長に伴う物価及び人件費等の高騰によつて、年々張する職員給及び運営費等をまかなくあたつて、すでに財政はゆきすまい。その運営の適正を欠き、随所に經營不振の土地改良区をうみ、本事業の実施に至大の支障を及ぼすに至つている。

四、ことに土地改良区の職員給は、一般公務員よりはるかに下回る低給与であるが、近時国及び地方公共団体が年々恒例的に給与の大額引き上げを行なうために、土地改良区としても、これに準ぜざるをえない実情におかれている。しかし、すでに土地改良費の農民負担の限界に達した現状では、その財源を賦課金を求めることが、きわめて至難であるため、いきおい経常的経費のわく内において事務費等を圧縮して工面せざるをえない苦しい実情に当面している。

五、土地改良区は以上のとく、すでに弱体化の一途をたどっているが、この現状を無意に看過するならば、今後の農業近代化施策の推進と

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 宮崎県日向市美々津町三、二三九  
倉一外八百三十九名  
紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
請願者 新潟市川岸町一ノ三八ノ三新潟県賢二外百八十七名  
紹介議員 小柳 牧衛君

的組織として設立されながらも、常に国策に即応して公共事業たる土地改良事業の実施推進に当たり、過去においては戦後の食糧増産確保に多大の貢献をなし、現にまた農業基本法に基づく農業構造改善の基底組織として農業近代化の一線の任務を担当する重要機関としての役割を果してきた。この現実の姿からすれば、当然に国の必要とする公共組織として保護育成すべきであった。

二、新潟県下の土地改良区は、ここ十五年間、もっぱら農民の団結と熱意によつて育成され、現に二百八十五改良区の平均組合員数五百七十九人（全国三百二十七人）、平均支配面積五百ヘクタール（全国二百六十三ヘクタール）、平均職員数五、三人（全国〇、六人）で全国職員数の十九パーセントを占めるという全国中特異の大型改良区に発展している。

三、この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
第一四一六号 昭和四十一年三月二十五日受理  
山形県における養豚振興に関する請願  
請願者 山形県酒田市山居町五二ノ一庄内 養豚連絡協議会内 佐久間恒美外一名  
紹介議員 白井 勇君

四、この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。  
第一四一七号 昭和四十一年三月二十五日受理  
山形県における養豚振興のため、左記事項の早急実現を図られたい。  
一、酒田市食肉処理場の増改築早期実現に積極的援助を行なうこと。  
二、飼料原料の輸入は特定の国に依存せず、低開発諸国等に資本及び技術援助を積極的に行なうこと。

三、政府手持ち大麦及び専管フスマ等の払下げ額を大幅に増すこと。  
四、政府は配合飼料價格の適正化を図るため支持制度を制定すること。  
五、酒田市政府倉庫に國の調整保管用飼料を大量に保管し、安定供給体制を確立すること。

六、肉豚及び繁殖豚の所得税の標準額を実態に即応した標準額に改正すること。

七、豚舎の取得税は建築後三箇年はすべて置くこと。  
八、畜産法による安定基準價格（下限價格）を大幅に引き上げること。

第一四八二号 昭和四十一年三月二十九日受理

理由  
一、山形県における養豚は、農基法等の制定に伴

い急速に伸長しているが、昨今の飼料価格並びに諸物価の高騰により生産性の低下を招き、生産費を大幅に割り、生産基盤が大きく崩壊しつつある。

二、農基法制定の経緯にかんがみ、現状打破のために適切有効な措置が必要である。

三、酒田市食肉処理場は、食肉流通合理化のため設置されたものであるが、現在でははだ狭隘いとなつてゐるので、増改築すべく検討中であるが、市財政難のため早期実現が困難である。

農地管理事業団法案をすみやかに成立されるよう強く要望する。

理由

農業基本法に示す自立經營の育成は、經營農地の規模拡大が基本的要件であり、これがため、われわれは農地制度の硬直性を是正し、農地流動化の促進を図るべきことを強く主張してきたところである。しかし、政府が今国会に提出した「農地管理事業団法案」は、農業委員会系統組織が、昨年農林大臣の諮問に対して行なつた、自立經營育成に関する答申に十分答えたものとはいえないが、現下において一応自立經營の育成を目指す規模拡大の具体的施策として、その成立に大なる期待をよせているものである。

第一五二四号 昭和四十一年三月三十一日受理

国有林野の活用に関する特別措置法制定実現に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町九四群馬県農業会議会長 丹羽源一

紹介議員 近藤英一郎君

今国会でぜひとも、国有林野の活用に関する特別措置法を制定するよう強く要望する。

理由

国有林野の活用を拡大することは、国有林野所在の農山村民の永年にわたる念願であり、われわれはこの強い要望を再三にわたり、政府及び国会对して要請してきた。これにこたえて与党は、昨年五月、党議として「国有林野の活用に関する法案要綱」(別紙添付)を決定したが、政府当局は、この与党の決定を具體化することに消極的で、いまだに特別措置法の成案が作成されていない。

(国有林野対策に関する資料添付)

第一五二五号 昭和四十一年三月三十一日受理

農地管理事業団法案成立促進に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町九四群馬県農業会議会長 丹羽源一

紹介議員 近藤英一郎君

昭和四十一年四月十八日印刷

昭和四十一年四月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局